

埼玉県環境基本計画

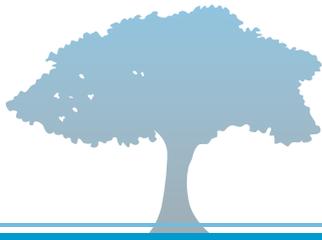
— 持続可能な埼玉の未来を描く —

埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」



埼玉県環境基本計画

— 持続可能な埼玉の未来を描く —



ごあいさつ



私たちのふるさと埼玉には、秩父の山々をはじめ、武蔵野の面影を残す雑木林、荒川など、豊かな自然が残されています。埼玉の貴重な自然環境を次世代に引き継ぐとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するため、県ではこれまでも「みどりと川の再生」や「地球温暖化対策」などの取組を、県民の皆様と一緒に進めてきました。

こうした中、環境分野を取り巻く状況は大きく変化しています。平成28年11月には、京都議定書に代わる温室効果ガス削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効し、これからも地球温暖化対策に積極的に取り組むことが求められています。また、東日本大震災では膨大な災害廃棄物が発生し、迅速な処理が求められました。過去の自然災害の知見・教訓を生かし、災害時の安心・安全の取組を強化する必要があります。

このような状況の変化に対応するため、今回、「埼玉県環境基本計画」を見直ししました。見直し後の計画では、21世紀半ばを展望し、低炭素社会の構築を長期的な目標として設定し、再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー利用の促進や省エネルギーを柱とする地球温暖化対策を進めていくこととしました。また、災害廃棄物対策など、災害に備えた環境保全の体制づくりを推進することとしています。

計画を推進するためには、県民、市民団体、企業、行政などの各主体による連携・協働が何よりも大切です。自然と共生しながら持続的に発展する埼玉の実現に向けて、皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

平成29年3月

埼玉県知事 上田清司

目次

第1章 総論	1
1 計画変更の趣旨	1
2 計画の性格・法的位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の基本構成	2
5 自然条件・社会条件	3
6 第4次環境基本計画策定後の本県を取り巻く状況	4
第2章 長期的な目標	7
I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり	7
II 限りある資源を大切にする循環型社会づくり	8
III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり	8
IV 安心・安全な環境保全型社会づくり	9
V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり	9
第3章 環境の保全と創造に関する施策展開の方向	10
I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり	
1 新たなエネルギー社会の構築	12
2 地球温暖化対策の総合的推進	14
3 ヒートアイランド対策の推進	18
II 限りある資源を大切にする循環型社会づくり	
4 廃棄物の減量化・循環利用の推進	20
5 廃棄物の適正処理の推進	22
6 水循環の健全化と地盤環境の保全	24
III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり	
7 川の保全と再生	26
8 みどりの保全と再生	28
9 森林の整備と保全	32
10 生物多様性の保全	34

Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり

11 大気環境の保全	38
12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止	40
13 化学物質・放射性物質対策の推進	42
14 身近な生活環境の保全	44
15 環境分野の災害への備えの推進	46

Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

16 環境と経済発展の好循環の創出	48
17 環境と共生する地域づくりの推進	50
18 連携・協働による取組の拡大	52
19 環境を守り育てる人材育成	54
20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進	56

第4章 計画の円滑な進行

59

1 各主体に求められる役割	59
2 計画の実効性の確保	60

参考資料

各施策指標の定義・選定理由、目標値の根拠	61
埼玉県環境基本計画変更の経緯	69
用語の解説	73
埼玉県環境基本条例	81
環境についてのお問い合わせ先	85

■ 文中に*を付した語句については、73ページ以降の「用語の解説」を御参照ください。



第1章 総論



1 計画変更の趣旨

環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

現計画である第4次環境基本計画は、平成24年7月に策定し、計画期間は、平成33年度までの10年間としました。計画期間の5年目を迎え、本県を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢社会の到来や経済の急速なグローバル化など大きな構造変化に直面しています。

環境分野では、平成28年11月、京都議定書に代わる温室効果ガス*削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。また、エネルギーの効率的な利用を可能としたまづくり、微小粒子状物質（PM2.5）*や増加した野生鳥獣への対応など、より一層の取組の推進が求められています。

このような背景の中、社会経済や環境の状況変化に対応するため、計画期間の後半5年間の施策などを見直しました。

2 計画の性格・法的位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものです。

また、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」など環境部門の個別計画の上位計画として、これらの計画と一体となって環境施策を総合的・計画的に推進するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成33年度までとします。

4 計画の基本構成

第1章 総論

計画策定の前提となる諸条件や第4次環境基本計画策定後の社会経済情勢や環境分野の変化について整理しています。

- 1 計画変更の趣旨
- 2 計画の性格・法的位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本構成
- 5 自然条件・社会条件
- 6 第4次環境基本計画策定後の本県を取り巻く状況
 - (1) 社会経済情勢などの変化
 - (2) 主な環境分野の変化

第2章 長期的な目標

本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築を目指し、新たな長期的目標を設定しました。

- I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり
- II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり
- III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
- IV 安心・安全な環境保全型社会づくり
- V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

第3章 環境の保全と創造に関する施策展開の方向

長期的な目標を実現するため、環境の保全と創造に関する20の施策展開の方向ごとに、今後の施策と主な取組、施策指標などを明らかにしています。

施策指標は毎年度、その達成状況を確認し、計画の進行管理に生かします。

20の施策展開の方向

- ・ 現況と課題
- ・ 将来像
- ・ 今後の施策と主な取組
- ・ 施策指標

第4章 計画の円滑な進行

当計画の各施策を推進するにあたり、それらをより実効性の高いものにするため、その推進体制の整備について示しています。

- 1 各主体に求められる役割
- 2 計画の実効性の確保

5 自然条件・社会条件

(1) 位置及び地形

本県は、関東平野のほぼ中央に位置する内陸県です。地形的特徴として、県西部に2,000m級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、県の中央部に広がる丘陵や台地、県東部には海拔20m以下の低地へと続いています。

本県の面積の約3割が山地です。これは全国と比較し極めて低い割合です。一方、低地の割合は約4割と最も広い面積を占めており、埼玉県の地勢の特徴は、広大な低地が広がっていることです。さらに、台地及び低地を合せて平地として算出すると、本県の平地の面積は約2,300km²、全国で11番目の広さです。平地面積の割合は県土の約6割を占め、千葉県と並び、茨城県に次いで全国で2番目の高い割合となっています。

(2) 人口

本県の人口は、東京に隣接するという立地条件から、県南部を中心として、東京へ通勤通学する人々の住宅地として、高度成長期を中心に急増しました。

平成27年国勢調査結果速報値では約726万人と前回の平成22年の国勢調査と比較して、約7万人、約0.9%増加しましたが、間もなく減少に転ずると見込まれています。

人口構成は、少子化が進むとともに、高齢者の割合が急速に増加しています。15歳未満の年少人口は、昭和55年の約146万人をピークにして、その後一貫して減少しており、平成27年は約91万人となっています。県の総人口に占める割合も、昭和50年の27.8%をピークに縮小に転じ、平成27年には12.8%となっています。

また、65歳以上の高齢者人口については、平成27年には約175万人となり、平成37年には約203万人に増加する見込みです。県の総人口に占める割合は、平成7年に10%を超え、平成27年には24.7%となっています。

(3) 土地利用

平成26年における県土の利用形態をみると、県土面積3,798km²のうち、おおよそ、森林が32%、農用地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%となっています。

昭和50年と平成26年の土地利用状況を比較すると農用地が437km² (36.1%)、森林が99km² (7.5%)それぞれ減少しています。

一方、宅地が267km² (53.8%)、道路が89km² (36.3%)、その他地目が175km² (50.3%)それぞれ増加しています。

(4) 経済

平成 26 年度の県内総生産*（名目）は約 20 兆 9,144 億円、対前年度比 0.5%増となり、2 年連続で増加しました。

産業別の構成比は、第一次産業が 0.6%、第二次産業が 24.8%、第三次産業が 73.5%となっています。

平成 27 年の農業産出額は 1,987 億円、対前年度比 4.5%増となっています。

工業、特に製造業については、多種多様な業種が立地しており、平成 26 年の製造品出荷額等は全国第 7 位、前年と比較して 5.1%増の約 12 兆 3,908 億円となっています。また、商業については、平成 26 年商業統計調査結果の年間商品販売額は全国第 7 位、前回調査（平成 19 年）と比較して 5.4%減の約 14 兆 3,335 億円となっています。

6 第 4 次環境基本計画策定後の本県を取り巻く状況

(1) 社会経済情勢などの変化

我が国の経済は、平成 20 年のリーマン・ショック*による急激な落込みや、平成 23 年の東日本大震災の打撃を乗り越え、緩やかな景気回復が続いています。

景気回復に伴い雇用情勢も改善していますが、社会経済を支える労働力として重要な生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少していくことが見込まれています。

経済のグローバル化も進展しています。様々な産業分野において国境を越えた競争が激しくなり、企業活動を取り巻く環境も大きく変化しています。

今後、人口減少・高齢化が進む中、本県経済の活力を維持していくことが求められています。

(2) 主な環境分野の変化

■ 地球温暖化

平成 28 年 11 月、京都議定書に代わる温室効果ガス*削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。

パリ協定は、産業革命前に比べ気温上昇を 2℃未満に抑えることを目標に掲げ、各国は 5 年ごとに目標を見直し、削減努力を続けていくことなどを定めています。

我が国は、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減することとしています。

この目標の実現に向かって、今後ますます、県はもとより、県民、市民団体、企業などあらゆる主体が温室効果ガスの削減に向けて行動していくことが求められます。一方、地球温暖化の影響は既に生じており、温暖化の原因となる温室効果ガスの濃度を下げる「緩和策」とともに温暖化の影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが求められています。

■ エネルギー

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故などにより、我が国のエネルギー需給を取り巻く状況は大きく変化しました。国はエネルギー基本計画を見直し、長期エネルギー需給見通しを示しました。本県でも、再生可能エネルギー*や分散型エネルギー*の普及拡大に向けた取組を更に推進する必要があります。また、社会全体の一層の省エネルギー化や、エネルギーの効率的な利用を可能とするまちづくりなどを引き続き展開していくことが求められています。

■ 大気環境

首都圏に位置する本県では、東京から放射状に伸びる主要幹線道路やこれらを結ぶ環状道路の整備が進められており、特に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）周辺は物流拠点として注目され、自動車交通量が増加しつつあります。ディーゼル車規制や焼却炉規制などにより二酸化窒素^{*}や浮遊粒子状物質^{*}については、排出量が減少し大幅な改善が進みましたが、光化学オキシダント^{*}対策、また、微小粒子状物質（PM2.5）^{*}の実態把握及び原因物質の排出抑制対策が求められています。

■ 水環境

県土面積に占める河川の面積割合が日本一である本県の特徴を生かし、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいます。河川清掃活動や環境学習などの県民運動や家庭でできる排水対策の取組は一定の広がりを見せています。川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐため、こうした活動を維持し地域に定着させていくことが求められています。また、下水道や合併処理浄化槽^{*}の整備や工場・事業場に対する規制、指導により、水質の向上も図られてきました。河川水質の更なる改善には、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設^{*}の整備の一層の促進が求められています。

■ みどり^{*}

「彩の国みどりの基金^{*}」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開などに重点的に取り組んでいます。また、「さいたま緑のトラスト基金^{*}」を活用したトラスト保全地^{*}の取得など貴重な自然環境の保全を進めています。今後は、都市部ではヒートアイランド^{*}現象の緩和など多様な機能を有する身近な緑の保全・創出、山間部では伐期を迎えた森林の循環利用の促進などが求められています。

■ 生物多様性^{*}

急激な都市化の進展による自然環境の変化が野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼし、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。一方で、ニホンジカやイノシシなど一部の野生動物の個体数が年々増加し、生息地域の森林生態系に影響を与え、農林業に大きな被害を与えています。これらを受け、平成26年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正が行われ、増加しすぎた鳥獣を適切に減らすことが位置付けられました。また、外来生物^{*}であるアライグマ、コクチバスやオオクチバスなども増えており、生態系^{*}への悪影響も懸念されています。

本県では、「生物多様性保全県戦略」を策定し、希少野生動植物の保護など様々な施策に取り組んでいます。今後も、生物多様性保全への意識の浸透や各地域での具体的な活動への展開が求められています。

■ 廃棄物

県内の産業廃棄物*の発生量は減少傾向にあります。一方、一般廃棄物*の排出量はここ数年ほぼ横ばい、最終処分量もほぼ横ばいの状況です。最終処分量の一層の削減に向け、ごみを出さないライフスタイルの定着を図り可能な限り排出抑制を進めていくことが求められています。

高濃度 PCB 廃棄物*については、平成 26 年 6 月に国が変更した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物*処理基本計画」において、平成 35 年度末までに全て処理することになりました。本県も一刻も早い処理の完了が求められています。また、大規模災害発生時における災害廃棄物を円滑に処理する体制づくりも求められています。

■ 環境と経済

環境ビジネス*の市場規模は、リーマン・ショック*で一時的に落ち込んだものの、その後は着実に増加しています。今後も環境分野への投資が経済を成長させるという考え方のもと、地域の自然資源や再生可能エネルギー*を活用した施策を推進していくことが求められています。

第2章 長期的な目標



本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指し、21世紀半ばを展望した新たな長期的な目標（将来像）を設定します。

- I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり
- II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり
- III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり
- IV 安心・安全な環境保全型社会づくり
- V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり

再生可能エネルギー*や水素エネルギー*の普及など分散型のエネルギー利用が進むとともに、省エネルギーの進んだ環境にやさしい生活や事業活動が普及し、低炭素な社会となっています。

温室効果ガス*の増加による地球温暖化は、私たちの日々の活動全てが大きく関係しています。その影響は、私たちだけでなく、未来の子供たちにまで長く続くことになります。

地球温暖化の進行には、再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、省エネルギー対策の推進など多くの知恵と様々な手段を用い、立ち向かっていかなければなりません。

再生可能エネルギーや水素エネルギーなど地域で使うエネルギーを地域で創り出す、分散型のエネルギー利用を推進するとともに、私たちのライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、エネルギーを浪費しない、温室効果ガスの排出の少ない自立分散型の低炭素社会*を築いていきます。

II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり

廃棄物の3R*（発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」）が徹底され、ごみの減量化や再資源化が進んだ、限りある資源を大切に作る社会となっています。

私たちは、自然界から資源を採取・利用し、不要となった様々な物質を廃棄物として自然界へ排出することによって社会経済活動を行い、その恩恵を受けてきました。

将来の世代の人々もその恩恵を受けられるよう、限りある資源を生かし、県民や事業者、行政が一体となって廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用を進め、環境負荷の少ない健全な循環型社会を築いていきます。

III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

保全や再生された身近な緑と川に彩られるとともに、森林が適正に整備・保全され、多くの県民が生物の多様性に富んだ自然環境に親しんでいます。

自然環境の中で、植物が光合成によって酸素を生み出すとともに、大地の水分を蒸散し雨を降らせます。生物が互いに影響しあうことなどによって多様な生態系*がつくられています。その生態系の中には様々な動植物が暮らし、それぞれの動植物種の個体は遺伝的に差異があり進化の源となっています。このような生物多様性*により、私たちは、食料や水、木材や燃料、薬品の原料など様々な恩恵を受けています。

緑や川に代表される本県の豊かな自然環境は、人間の様々な活動により大きく失われてきました。

一度失われた自然環境を元の姿に戻すには、多くのコストと時間を要します。このため、今残っている貴重な自然環境を保全することが何よりも大切です。さらに、失われた緑を再生し、本県が日本一の面積割合を誇る河川を私たちの力で保全し、再生していかなくてはなりません。

生物の多様性に富んだ本県の豊かな自然環境を良好な状態に保ち、自然と共生した社会を築いていきます。

IV 安心・安全な環境保全型社会づくり

きれいな大気や水に恵まれ、環境負荷の少ない安心で安全な社会となっています。

私たちは、大気、水、土壌、地盤といった環境を形成している基本要素に対し、人間の活動が与えている環境への負荷を最小限とし、自然の持つ再生能力や浄化能力の範囲内に収まるようにしなければなりません。

人間の活動による環境への負荷を持続的に自然の中で吸収・浄化し、安心・安全な社会環境を将来の世代の人々に、より豊かなものとして引き継いでいきます。

V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

県民、市民団体、企業、行政が、各地域において、それぞれの役割を主体的かつ積極的に担いながら、一体となって環境の保全・創造に取り組んでいます。

環境問題は、都市・生活型公害のような身近なことから地球環境まで幅広く存在しています。これらは、県民、市民団体、企業、行政など社会を構成する全ての主体が原因者であり、被害者となっています。各主体が環境問題に対して正しい理解と知識を持ち、環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

また、環境問題は複雑で多様化し、国際的な広がりを持つものも多くなっています。行政には、国際的な視野に立ち、連携を進めることが求められています。

それぞれの主体が連携・協働し、低炭素社会*・循環型社会・自然共生社会・環境保全型社会を目指して、地域の中で環境の保全・創造に取り組み、持続可能な社会を築いていきます。

第3章

環境の保全と創造に関する 施策展開の方向



施策展開の方向及び今後の施策の体系

長期的な目標	施策展開の方向	
I 新たなエネルギーが普及した 自立分散型の低炭素社会づくり	1	新たなエネルギー社会の構築
	2	地球温暖化対策の総合的推進
	3	ヒートアイランド対策の推進
II 限りある資源を大切に する 循環型社会づくり	4	廃棄物の減量化・循環利用の推進
	5	廃棄物の適正処理の推進
	6	水循環の健全化と地盤環境の保全
III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、 生物の多様性に富んだ 自然共生社会づくり	7	川の保全と再生
	8	みどりの保全と再生
	9	森林の整備と保全
	10	生物多様性の保全
IV 安心・安全な環境保全型 社会づくり	11	大気環境の保全
	12	公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止
	13	化学物質・放射性物質対策の推進
	14	身近な生活環境の保全
	15	環境分野の災害への備えの推進
V 環境の保全・創造に向けて 各主体が取り組む 協働社会づくり	16	環境と経済発展の好循環の創出
	17	環境と共生する地域づくりの推進
	18	連携・協働による取組の拡大
	19	環境を守り育てる人材育成
	20	環境科学・技術の振興と国際協力の推進

今後の施策と主な取組	
(1) 水素エネルギー活用社会の構築 (2) 再生可能エネルギーの普及拡大	(3) コージェネレーションの普及拡大 (4) エコタウンモデルの検証等
(1) 低炭素型で活力ある産業社会の構築 (2) 低炭素型ビジネススタイルへの転換 (3) 低炭素型ライフスタイルへの転換 (4) 環境に配慮した交通の実現	(5) 豊かな県土を育む森林の整備・保全（二酸化炭素（CO ₂ ）吸収源対策） (6) 地球温暖化への適応策の推進 (7) フロン類の管理の適正化の推進
(1) 地表面や建物の蓄熱の改善 (2) 人工排熱の低減	(3) 低炭素型ライフスタイルへの転換 (4) 暑熱対策の推進
(1) 3Rの推進	(2) リサイクル産業発展の促進
(1) 廃棄物の排出者及び処理業者に対する適正処理の推進	(2) 不法投棄対策の推進 (3) 有害廃棄物の適正処理の推進
(1) 健全な水循環の推進 (2) 地下水のかん養	(3) 地盤沈下防止対策の推進
(1) 河川の水質保全の推進 (2) 水辺空間の再生の推進	(3) 川の再生活動の推進
(1) 身近な緑の保全の推進 (2) 身近な緑の再生（創出）の推進	(3) 緑の保全・再生のための財源確保 (4) 緑の保全・再生のための県民運動の推進
(1) 適正な森林整備と保全の推進 (2) 県民参加の森づくりの推進	(3) 県産木材の利用促進及び率先活用
(1) 生物多様性保全の全県展開 (2) 希少野生動植物の保護の推進	(3) 野生鳥獣の適正な保護管理 (4) 侵略的外来生物の計画的防除
(1) 工場・事業場に対する規制、指導 (2) 自動車からの排出削減対策の推進	(3) 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進 (4) 大気汚染物質の監視
(1) 工場・事業場に対する規制、指導 (2) 土壌・地下水汚染対策の推進	(3) 公共用水域や地下水の監視測定
(1) 環境リスクの低減 (2) 石綿対策の推進	(3) ダイオキシン類対策の推進 (4) 放射性物質への対応
(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進 (2) 事業所における公害防止体制の整備促進	(3) 公害苦情・紛争の適正処理の推進
(1) 環境監視情報の防災への活用 (2) 災害廃棄物対策、有害物質の漏えい対策など、災害に備えた環境保全の体制づくり (3) 災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車などの計画的整備	
(1) 環境ビジネスの振興 (2) 低炭素社会をリードする産業の育成 (3) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援	(4) 環境に配慮した農業の振興 (5) 事業活動における自主的な環境負荷軽減活動の推進
(1) グリーン・ツーリズムの推進 (2) 歴史・文化的環境及び自然景観の保全	(3) 環境影響評価制度の推進 (4) 地域が主体となった環境保全活動の推進
(1) 県民、企業、学校、市町村と連携・協働した環境保全への取組の推進 (2) 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援 (3) 広域的な連携の推進	
(1) 環境学習の機会の拡大	(2) 環境学習・環境保全活動を担う人材の育成
(1) 環境情報の収集及び提供 (2) 産官学と交流及び連携した共同研究の推進 (3) 環境科学の振興	(4) 海外の研究機関などとの共同研究、人的交流の推進 (5) 環境技術の提供による国際貢献

I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり

1 新たなエネルギー社会の構築

県議会による一部修正

現況と課題

本県では、固定価格買取制度*開始（平成24年7月）以降、太陽光発電導入量は増加しているものの、平成26年度末現在の再生可能エネルギー*やコージェネレーション（一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用すること）システム*などの分散型電源*による発電量は県内電力使用量の8%程度にとどまっています。

そのため、本県でも、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組を更に推進することが必要です。

燃料電池自動車（FCV）*の発売（平成26年12月）や国の水素社会*実現に向けたロードマップの公表などを契機として、水素エネルギー*が注目されています。

水素エネルギーは、省エネ面をはじめ、様々な原料から製造できるという供給安定性や二酸化炭素（CO₂）を排出しない環境面、更には長期間の貯蔵能力などに優れています。

本県でも効率的で環境負荷の少ないエネルギーとしての水素利用を拡大していくことが必要です。

将来像

地域で使うエネルギーを地域で創り出す分散型のエネルギー利用が進み、低炭素で災害に強い、新たなエネルギー利用が実現した社会となっています。

今後の施策と主な取組

(1) 水素エネルギー活用社会の構築

◆燃料電池自動車（FCV）の普及促進

FCVの購入者を支援するなど、普及を促進します。また、県が率先導入したFCVを活用し、水素の安全性や利便性についての啓発に努めます。

◆水素社会実現に向けた取組の推進

商用水素ステーション*を設置する事業者を支援するなど、水素の供給体制の整備を推進します。また、家庭用燃料電池*（エネファーム）などの整備促進に努めます。

県内下水処理場において、下水汚泥*の一部を消化させて、発生するメタンガスを用いて水素を製造し、水素ステーションへ供給する事業を検討します。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大

◆太陽エネルギーの導入促進

地域が連携し太陽光発電設備を設置・運営する「市民共同太陽光発電事業」を行うNPOや自治会、学校などを支援するなどにより、エネルギー問題に対する県民の意識を醸成し、太陽光発電の普及に努めます。また、県有施設への太陽光発電設備や太陽熱給湯設備の設置により、「快晴日数日本一」という本県の特長を生かした太陽エネルギーの普及拡大を促進します。

◆その他の再生可能エネルギーの導入促進

食品廃棄物、間伐材などのうちこれまで利用されてこなかった小径材*や低質材、下水汚泥などのバイオマス*資源、地中熱などの再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

(3) コージェネレーションの普及拡大

◆コージェネレーションの普及拡大

コージェネレーションシステムを導入する事業者を支援するなど導入の促進に努めます。

(4) エコタウン*モデルの検証等

◆エコタウンモデルの検証等

ニュータウン開発ではなく、既存住宅のスマートハウス*化などによりエネルギーの地産地消*を図る「埼玉エコタウンプロジェクト」の検証等を行います。



燃料電池自動車（FCV）と県庁スマート水素ステーション

2 地球温暖化対策の総合的推進

現況と課題

平成 28 年 11 月、京都議定書に代わる温室効果ガス*削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。「パリ協定」は、日本を含む先進国、途上国合わせて 197 の国と地域が参加し、産業革命前に比べ気温上昇を 2℃未満に抑えることを目標とする画期的な内容となっています。

本県では「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」において、温室効果ガス排出量（需要側）を 2020 年に 2005 年比で 21%削減することを目標とし、様々な取組を進めてきました。

本県の 2014 年の温室効果ガス排出量（需要側）は、2005 年比で 10.4%の削減となっており、引き続き削減の努力が求められる状況となっています。

あわせて、本計画では計画期間の最終年に合わせて 2021 年度の県全体の温室効果ガス排出量（需要側）の目標を新たに設けています。

これらの目標の達成に向けて、県民総ぐるみで対策に取り組むことが必要です。

また、近年、地球温暖化による影響が農業、災害、健康などの分野で顕在化しつつあります。こうした悪影響に対応する適応策も、緩和策とともに今後本格化させる必要があります。

将来像

事業活動における低炭素化や家庭・運輸部門における省エネ化、環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりなどが進み、「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」となっています。

今後の施策と主な取組

(1) 低炭素型で活力ある産業社会の構築

◆地球温暖化対策計画制度の円滑な運用

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象に地球温暖化対策計画制度を推進します。また、制度への参加の拡大に努め、事業者による計画的な温室効果ガス*排出量の削減対策を進めます。

◆目標設定型排出量取引制度*の円滑な運用

産業・業務部門の温室効果ガスを計画的に削減するため、エネルギー消費の大きい事業所を対象とした目標設定型排出量取引制度を推進します。計画期間ごとに対象事業所の温室効果ガス排出量の削減率を定め、事業者による計画的な削減対策を推進します。

◆中小企業における省エネルギー対策の促進

県内事業者の 99%を占める中小企業の省エネルギー対策を促進するため、省エネルギー設備の導入や省エネルギー診断の実施などの支援を行います。

(2) 低炭素型ビジネススタイルへの転換

◆業務・オフィススタイルの見直し

オフィスや店舗などで働く人たちの意識や行動について、地球温暖化防止の視点から更なる見直しを図ります。また、県においても「グリーンIT*」、「グリーン購入*」を推進するなど、率先して環境にやさしいオフィススタイルへの転換を進めます。

◆建築物・設備の低炭素化の促進

建築物や設備の省エネ・環境性能*の向上を目指します。また、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクルなど建築物における総合的な環境配慮の取組を促すため、「埼玉県建築物環境配慮制度」を推進し、低炭素型の建築物などが正しく評価され、都市の優良なストックとして蓄積される仕組みづくりを促進します。

◆県有施設における省エネルギー化の推進

県有施設の空調設備や照明設備の改修に際して省エネ機器を採用し、エネルギー使用の最適化を図るなど、率先して温暖化対策を実行します。

(3) 低炭素型ライフスタイルへの転換

◆省エネ家電・設備などの普及促進

エネファームなど住宅用省エネ設備や省エネ家電の普及、導入支援を通じて、生活の質を低下させることなく二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を目指します。

◆住宅の省エネ対策の推進

住宅からのCO₂排出量の削減を図るため、新築住宅の省エネ性能の向上や既存住宅の省エネリフォームを普及促進します。また、冷暖房機の効率的な運転につながる住宅の断熱化を促進します。

◆環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進

まちなかにクールシェア、ウォームシェア*スポットを設けることにより在宅者の外出を促し、各家庭における照明や冷暖房の適正使用を促進します。

◆CO₂排出量の「見える化」と削減行動の促進

住宅へのHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）*の設置を進め、家庭の電気使用量とCO₂排出量が見える化することにより、県民のCO₂排出削減行動を促進します。

◆低炭素社会*に向けた環境学習の推進

家庭におけるCO₂削減を進めるため、簡単なチェックシートを用いて環境に配慮した1日を送るエコライフDAY*に取り組みます。また、WEB上で各家庭のCO₂の排出状況に応じた省エネ対策とその効果が確認できる埼玉版家庭のエコ診断を実施し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

(4) 環境に配慮した交通の実現

◆電気自動車 (EV)・燃料電池自動車 (FCV)*・ハイブリッド車 (HV)・プラグインハイブリッド車 (PHV) など次世代自動車* の普及促進

EV・PHVに必要な充電インフラの計画的な整備を進め、次世代自動車の普及促進に努めます。FCV 購入者を支援するなど、普及を促進します。特に、EV・PHVについては、大容量の蓄電池を搭載するEV・PHVの付加価値を活用できる医療・福祉施設などへの普及促進を図ります。

◆営業用自動車のエコ化の促進

運輸・物流の低炭素化を図るため、30台以上の自動車を使用する事業者に対し、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画などの提出を求め、営業用自動車のエコ化を促進します。さらに、200台以上自動車を使用する事業者には、低燃費車の導入割合を義務付け、低燃費車の普及拡大を図ります。

◆エコドライブ* の普及

自動車から排出される二酸化炭素 (CO₂) の削減を図るため、民間事業者などとの協働による講習会の開催や県政出前講座* などにより、エコドライブの普及促進を図ります。さらに、「エコドライブアドバイザー」を養成し、地域や職場における自主的な取組を支援します。

◆公共交通機関や自転車への転換の促進

バスの走行環境改善を行うことにより、公共交通機関への利用転換を促進します。

また、自転車利用が多い箇所や自転車の交通事故が発生している箇所について、自転車通行空間を整備します。

(5) 豊かな県土を育む森林の整備・保全 (二酸化炭素 (CO₂) 吸収源対策)

◆CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を推進します。さらに、木材の炭素を長期間貯蔵し続けることができるように木材利用を促進します。また、県民や企業などによる森林整備や県産木材利用によるCO₂の吸収量・貯蔵量の認証 (環境への貢献度の「見える化」) を行います。

(6) 地球温暖化への適応策の推進

◆地球温暖化への適応策の推進

地球温暖化の影響に適切に対応する「適応策」については、将来影響予測などを踏まえ、農業分野での高温耐性品種などの育成・普及の取組や、健康分野での熱中症予防の取組など、分野別の取組について、全庁を挙げて推進していきます。

(7) フロン類* の管理の適正化の推進

◆フロン類のモニタリング調査

冷媒として使われているフロン類は、地球温暖化やオゾン層*破壊の原因となります。県内の大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を実施します。

◆フロン類の管理の適正化

二酸化炭素 (CO₂) より温室効果が高いフロン類について、使用時の漏えいの防止及び回収されたフロン類の適正な破壊、再生を促すため、第一種フロン類充填回収業者などへの指導を行います。

施策指標

県全体の温室効果ガスの
排出量

3,849万 t-CO₂
(平成26年度)

3,363万 t-CO₂
(平成33年度)

次世代自動車の普及割合

11%
(平成26年度末)

33%
(平成33年度末)

エコドライブアドバイザーの
認定者数《累計》

9,907人
(平成27年度末)

18,750人
(平成33年度末)

コラム

漫画で学ぶ地球温暖化副読本による環境教育の支援

埼玉県では、子どものころから地球温暖化の理解を深め、省エネルギーを率先して実行できるよう、漫画で学べる小学校高学年向けのわかりやすい副読本「広げよう！ STOP 温暖化 - 未来の私たちのために -」を作成しました。学校などの環境教育で活用されています。

副読本専用のウェブページ：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/fukudokuhon.html>

副読本の特長

～日常生活の一場面を漫画化～



日常生活の一場面と地球温暖化の関係を漫画化することで、学びやすくしています。

～ワークシートを活用した授業の進め方(例)～

主な流れ

- 自分で考えたことを班で話し合う。
- 各班で話し合ったことを発表する。
- 学級の目標を決めて実践する。

単に地球温暖化についての説明だけでなく、ワークシートを活用した授業を行うことで、省エネに向け、各児童が考え、学校や家庭で話し合いにより、実践行動につなげていく内容としています。

3 ヒートアイランド対策の推進

現況と課題

本県では、都市部を中心に、ヒートアイランド*現象の原因である地表面の人工被覆化と人工排熱の増加が進展しています。

加えて、ほぼ全域が風の弱い内陸平野部であることから夏場には高温化が顕著であり、熱中症の発生リスクが高いとされています。

地球温暖化の進展による異常気象の増加とヒートアイランド現象があいまって、夏場の著しい高温化が懸念されており、効果的な対策を進めることが必要です。

将来像

都市部における身近な緑の創出などによる地表面被覆の改善や、建物や自動車などからの人工排熱の低減が進み、ヒートアイランド現象が緩和した、過ごしやすく安心・安全な都市空間となっています。

今後の施策と主な取組

(1) 地表面や建物の蓄熱の改善

◆人工被覆面などの緑化

都市部など身近な場所における新たな緑を創出するため、民間企業などと連携して駐車場緑化、壁面緑化、屋上緑化などの施設緑化を推進します。また、壁面緑化や屋上緑化を普及するため、緑化のニーズに対応した品目を選定し、植栽技術や管理技術の開発を推進します。

◆建物の遮熱化と蓄熱対策の推進

都市部の暮らしに潤いを創出するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、駅周辺施設や商業施設などの壁面・屋上緑化や駐車場緑化などを一層推進します。

また、トップレベルのヒートアイランド対策を講じた住宅街をモデルとして創出し、広く普及を図っていきます。

(2) 人工排熱の低減

◆建物からの排熱の抑制

目標設定型排出量取引制度*により、大規模事業所から排出される温室効果ガス*の削減を進めるとともに、中小規模事業所に対し、高効率な空調システムなど省エネ設備の導入を支援し、建物からの排熱の抑制を図ります。

また、エアコンの利用機会が多い特別養護老人ホームに対し、熱の侵入を抑えるための窓のリフォームを支援し、排熱の抑制について啓発を図ります。

◆自動車からの排熱の抑制

ガソリン車に比べて排熱の少ない電気自動車 (EV)・燃料電池自動車 (FCV)*・ハイブリッド車 (HV)・プラグインハイブリッド車 (PHV) など次世代自動車*の普及を促進します。また、営業用自動車のエコ化を促進します。

(3) 低炭素型ライフスタイルへの転換

◆低炭素型ライフスタイルへの転換

クールビズや省エネ・節電を呼びかけるライフスタイルキャンペーン*活動を通じて、省エネ・省資源のライフスタイルの更なる普及・定着を進めます。また、打ち水イベントなどを通じて、ヒートアイランド対策に係る啓発を図ります。

(4) 暑熱対策の推進

◆熱中症予防策と適応策の推進

「熱中症予防5つのポイント」を活用した啓発、「まちのクールオアシス」の拡充、注意喚起や熱中症情報の迅速な提供などについて、関係団体、民間企業、行政などが一体となり取り組みます。

施策指標

身近な緑の創出面積
(共通指標 (8 みどりの保全と再生))

250ha
(平成29年度～平成33年度の累計)

次世代自動車の普及割合
(共通指標 (2 地球温暖化対策の総合的推進))

11%
(平成26年度末)

33%
(平成33年度末)



平成28年度に整備した先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル(白岡市)

II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり

4 廃棄物の減量化・循環利用の推進

現況と課題

本県の一般廃棄物*は、これまでの3R*（ごみの発生を抑制する「リデュース」、物を繰り返し使う「リユース」、ごみを資源として再生利用する「リサイクル」）の取組などにより、1人1日当たりの最終処分量や排出量は全国平均より少なくなっています。しかし、家庭系のごみの1人1日当たりの排出量に限ると全国平均を上回っていることから、最終処分量の一層の削減のため、ごみを出さないライフスタイルの定着を図ることが必要です。また、事業系ごみの排出量は、減少傾向にあったものの、ここ数年は横ばいであり、事業者の意識啓発など削減に向けた取組が必要です。

産業廃棄物*の排出量については、平成20年度から平成26年度の6年間で11%減少しており、特に製造業からの排出量は28%減と大きく減少していますが、更なる最終処分量の低減を図るため、排出量の抑制に努めることが必要です。

今後は、高度成長期に造られた建築物の老朽化が進み、建替えなども見込まれることから、発生現場でより一層の分別やリサイクルの推進が必要です。

将来像

県民生活や事業活動及び地域社会の中で、3Rが徹底されて、物を有効に使って無駄にしないという意識がしっかりと根付き、限られた天然資源を生かし、後の世代もその恩恵を受けられる仕組みが確立されています。

今後の施策と主な取組

(1) 3Rの推進

◆ごみを出さないライフスタイルの普及や食品ロス*・事業系ごみ削減の促進

分別を徹底し、リサイクルを推進したり、食品ロスの削減に向けた取組を推進するなど、ごみを出さないライフスタイルの定着を図ります。また、市町村と共同で事業者が出すごみの分別を徹底するキャンペーンを行うなど、事業系ごみの排出量の抑制に努めます。

◆建設廃棄物などの再資源化の促進

建設廃棄物が発生する建設現場へのパトロールや立入検査を行うなど、解体工事などでの分別解体を徹底し、建設廃棄物の再資源化を促進します。

公共工事での分別解体を徹底し、アスファルト・コンクリート塊などの再資源化を促進します。建設発生土について、公共工事間での有効利用を促進します。

浄水場において、河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土*については、セメント原料化などにより再資源化を図ります。

◆各種リサイクル法の円滑な実施

容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電など各種リサイクル法の円滑な実施に向け、事業者や県民への普及啓発や情報提供に努めます。

◆廃棄物系バイオマス*の利活用の促進

食品廃棄物の飼料化・肥料化の推進や下水汚泥*の固形燃料化など、未利用の廃棄物系バイオマスについて、再資源化や効率的にエネルギーを回収するなど有効利用を促進します。また、家畜排せつ物について、たい肥生産施設などの整備を支援するとともに、良質なたい肥生産のための技術支援を行います。加えて、農山村バイオマス*が一層利活用される仕組みの構築を支援します。

◆循環型社会に向けた環境学習の推進

環境への負荷を減らし持続可能な社会づくりの担い手を育成するため、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場での環境学習を推進します。

◆県の率先行動と市町村支援

県庁内から出るごみの削減や使わなくなった備品の再利用、分別廃棄を徹底するとともに、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入*」を実施するなど、率先してエコオフィスを化に努めるとともに、市町村へも協力を呼びかけます。

(2) リサイクル産業発展の促進

◆リサイクル製品の認定

「彩の国リサイクル製品認定制度*」において、安全で高品質なリサイクル製品の認定を行うとともに、「グリーン購入」による環境物品の調達に努めることにより、リサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の育成を促進します。

◆資源循環工場の適切な運営管理

先端技術を持ったリサイクル産業が多く集積する彩の国資源循環工場*（寄居町）内の各企業が事業活動をしやすく、適切で安全に運営されるよう努めます。また、工場見学やモニタリング調査により、彩の国資源循環工場の安心・安全の確保を推進します。

施策指標

一般廃棄物の1人1日
当たりの最終処分量

47g/人・日
(平成26年度)

43g/人・日
(平成33年度)

産業廃棄物の最終処分量
(年間)

192千t
(平成26年度)

172千t
(平成33年度)

県や市町村が行う3R講座の
受講者数(年間)

6,617人
(平成27年度)

7,000人
(平成33年度)

5 廃棄物の適正処理の推進

現況と課題

本県の産業廃棄物*の不法投棄は、未然防止・早期発見・早期対応の取組の充実により、その認知件数は、平成22年度から平成26年度までの4年間で3割に減少しました。今後も、適正処理を推進するため、監視・指導の徹底や産業廃棄物の処理状況を容易に確認することができ、平成26年度末現在でその普及率が49.7%となっている電子マニフェスト*（通信ネットワークを使用して産業廃棄物の処理の流れを管理する仕組み）の利用を更に促進するなどの取組が必要です。

本県は産業廃棄物が多量に発生する首都圏に位置し、高度経済成長時代に建設された建築物が更新時期を迎えることから、多量の建設系廃棄物の発生が今後も見込まれ、不法投棄の増加も懸念されます。特に、石綿*廃棄物については、建物の解体時などに飛散防止を図り、適正処理を徹底するよう関係者に対する指導が必要です。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）*廃棄物については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定められた処理期限までに確実に適正に処理しなければなりません。特に高濃度PCB廃棄物*については、平成35年度末までに全て処理する計画となっていることから、期限内に完了させるよう計画的に処理することが必要です。

将来像

高いモラルを持った廃棄物処理業者によって廃棄物が適正に処理され、不法投棄などの不適正処理のない社会となっています。

今後の施策と主な取組

(1) 廃棄物の排出者及び処理業者に対する適正処理の推進

◆一般廃棄物*処理施設の適正な維持管理の指導、施設整備への支援

ごみ処理施設やし尿処理施設、最終処分場などに立入検査を行い、適正な施設構造と維持管理の遵守徹底を図ります。また、市町村などがごみ処理施設などを新設・更新及び改修する際に技術的助言を行うなど、一般廃棄物の適正処理を推進します。

◆産業廃棄物排出者に対する指導強化及び適正な行政処分並びに処理施設の適正な維持管理の促進

県議会による一部修正

産業廃棄物排出者責任の遵守及び適正処理を推進するため、排出事業者や処理業者を対象とした講習会を定期的で開催するとともに、県が率先して電子マニフェストを導入するなど、電子マニフェストの導入を促進します。また、産業廃棄物排出者に対する指導を強化するとともに、適正に行政処分を行います。さらに、処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。

◆安心・安全な県営処分場の運営、研究

県営最終処分場である環境整備センター（寄居町）について、より安心・安全で透明性の高い運営に努めます。また、埋立廃棄物の安定化評価など、安心・安全な最終処分場運営に資する研究を推進します。

(2) 不法投棄対策の推進

◆不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

家屋解体現場への立入検査や排出事業者への適正処理の指導を行うとともに、廃棄物運搬車両の路上調査などを実施し、不法投棄の未然防止を図ります。

また、県民や企業と連携し、監視を徹底することにより、早期発見・早期対応に努め、不法投棄の撲滅を目指します。

産業廃棄物が大量に堆積している、いわゆる「産業廃棄物の山」についても、県民の安心・安全な生活環境を確保するため、撤去・改善を図ります。

(3) 有害廃棄物の適正処理の推進

◆ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物の処理を期限内に完了させるため、未届出の PCB 廃棄物及び PCB を含む電気機器などの所在調査を実施します。

また、確実かつ適正な処理を推進するため、期限までの処理を周知し、必要な調整及び指導を実施します。

◆石綿廃棄物の適正処理

リサイクル建材への石綿混入を防止するため、解体工事現場の立入指導や再生砕石製造業者への指導を行うとともに、関係事業者への普及啓発を推進します。また、石綿廃棄物が不法投棄されないよう監視パトロールを実施します。

施策指標

電子マニフェストの普及率

49.7%
(平成26年度末)62.6%
(平成33年度末)高濃度 PCB 廃棄物
(変圧器及びコンデンサー)の
処分率11.6%
(平成27年度末)89.9%
(平成33年度末)

6 水循環の健全化と地盤環境の保全

現況と課題

水は「降水→地表水（河川・湖沼）・地下水→海洋→蒸発→降水」という循環系を形成しています。その過程で水道用水・工業用水・農業用水などとして活用され、再び河川や地下水に還元されるなど、絶えず地球上を循環しています。

都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化などの様々な要因により、水循環に変化が生じています。健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を促進することが必要です。

また地下水は、水量の確保と水質の浄化という点で自然の水循環系に不可欠な役割を果たしています。この地下水を多量に汲み上げると地盤沈下が引き起こされます。

近年は、地下水採取規制により水源転換が進み、地盤沈下は沈静傾向ですが、依然として緩やかに継続しています。特に、渇水時など地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れることから、今後も地盤沈下対策が必要です。

将来像

健全な水循環が形成され、流域の貯留・かん養機能が高まり洪水の防止、渇水対策が進むとともに、水質汚濁の軽減、生態系*の保護などが図られています。

また、地盤沈下発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されています。

今後の施策と主な取組

(1) 健全な水循環の推進

◆健全な水循環の推進に関する取組や連携の推進

流域の健全な水循環を維持又は回復するため、貯留・かん養機能の維持向上、水の適正かつ有効な利用を、国及び市町村、事業者、県民と連携し、総合的に推進します。

◆雨水利用の推進

雨水の貯留及び雑用水への利用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに、河川などへの雨水の集中的な流出を抑制します。

(2) 地下水のかん養

◆雨水貯留浸透施設の整備

雨水の河川への流出抑制と地下水のかん養を図るため、既存住宅の敷地に浸透マス（各戸貯留浸透施設）を設置し、地中への浸透能力を確保します。

◆透水性アスファルト舗装による歩道整備

雨水を地中に浸透させ、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進します。

(3) 地盤沈下防止対策の推進

◆地下水採取規制の的確な運用

地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止するため、地下水採取規制を実施します。

◆地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測

地下水採取による地盤変動や地下水位の変化を早期に把握するため、継続して観測を行います。

◆国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討

地盤沈下は県域を越えた関東平野北部に分布する地層で発生しているため、国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討を推進します。

◆河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止するため、河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施します。

施策指標

1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積*1

0
(平成27年度)

0
(平成33年度)

5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合*2

99.8%
(平成27年度)

100%
(平成33年度)

* 1 国が建造物等へ何らかの被害が生じる地盤沈下の程度として示す沈下量。

* 2 中期的に地盤沈下を抑えることを目的として設定した沈下量。

Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

7 川の保全と再生

現況と課題

本県では、公共用水域*の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽*の普及による生活排水からの負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組んできました。その結果、県内の公共用水域の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量*」3mg/L以下）の河川の割合が平成17年度の52%から平成27年度には89%と、着実に改善してきています。

しかしながら、綾瀬川や中川のように、アユが棲める水質は満たしているものの、全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）に該当する河川もあることから、水質の更なる改善が必要です。

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度に生活排水処理人口普及率（生活排水処理率）100%達成を目標としています。平成27年度末の実績は90.6%となっており、今後も下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設*の整備を促進することが必要です。

県土面積に占める河川の面積割合が日本一である本県の特徴を生かし、平成20年度から清流の復活、安らぎとにぎわいの空間創出を目指す「川の再生」に取り組んでいます。河川清掃活動や環境学習などの県民運動や家庭でできる排水対策の取組は一定の広がりを見せています。川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐため、こうした活動を地域に定着させていくことが必要です。

将来像

人と川の関わりをとおして、水や生き物の豊かさが育まれ、水辺が保全・再生されることで、将来にわたって、県民が水辺の恩恵を享受できる豊かな環境と埼玉の多彩な自然が織りなす生態系*が形成されています。

川の再生に取り組む地域団体が核となり、県民運動が活発化し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉*」を実現しています。

今後の施策と主な取組

(1) 河川の水質保全の推進

◆下水道などの整備の促進

快適な生活環境や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設*などの事業を実施する市町村に技術的な支援を行うなど、効率的な整備を促進します。

流域下水道においては、下水処理水に含まれる窒素・りんを低減する「高度処理（段階的高度処理を含む）」の導入を推進し、河川の更なる水質改善を図っていきます。

◆単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換促進

河川などへの生活排水による汚濁負荷を軽減するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

◆非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

農業用水の通水がない非かんがい期（10月～3月）に通水を行い、年間を通じて良好な水環境を確保します。

(2) 水辺空間の再生の推進

◆川の国埼玉はつらつプロジェクトの推進

川を地域の資源として位置付け、まちづくりや観光地づくりに独自に取り組む市町村と協働して魅力ある水辺空間の整備・拡充を行う「川の国埼玉はつらつプロジェクト」を推進します。

◆水辺空間とことん活用プロジェクトの推進

民間のノウハウや活力により、県の取組で整備した水辺などに新たな魅力とにぎわいを創出し、地域外からの入込客により地域の活性化を図るため、「水辺空間とことん活用プロジェクト」を推進します。

(3) 川の再生活動の推進

◆川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、「川の国応援団^{*}」の活動を支援します。

◆川の国アドバイザー^{*}制度の活用

次世代の川の守り人^{*}を育成するため、学校や川の再生に取り組む団体に「川の国アドバイザー」を派遣します。

◆新たに川の再生に取り組む人材の育成

川の再生に取り組む地域団体の中には、高齢化などによる課題を抱えている団体があります。「川の再生」の取組が継続するよう、課題の解消に努めます。

また、子供たちを対象にしたイベントを支援することで、次世代を担う人材の育成につなげます。

施策指標

アユが棲める水質(BOD
3mg/L 以下)の河川の割合

89%
(平成27年度)

93%
(平成33年度)

全国水質ワースト5河川
(国土交通省直轄管理区間)

2河川(綾瀬川・中川)
(平成27年度)

0河川
(平成33年度)

生活排水処理率

90.6%
(平成27年度末)

96.4%
(平成33年度末)

川の国応援団への支援件数
(年間)

213件
(平成27年度)

300件
(平成33年度)

8 みどりの保全と再生

現況と課題

本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林*、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少し、昭和50年からの30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が消失しています。

そのため、「彩の国みどりの基金*」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開などに重点的に取り組んでいます。また、「さいたま緑のトラスト基金*」を活用したトラスト保全地*の取得など貴重な自然環境の保全を進めています。

生活に潤いと安らぎを与え、ヒートアイランド*現象の緩和など多様な機能を有する身近な緑の保全と再生、創出を推進し、豊かな生活環境を将来に引き継いでいくことが必要です。

将来像

都市部を中心に、校庭の芝生化や民間、公共施設の緑化などにより身近な緑の創出が進むとともに、県民参加により里地里山*が保全、活用されています。

今後の施策と主な取組

(1) 身近な緑の保全の推進

◆特別緑地保全地区*など地域制緑地*の指定

良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、市町村と協力し特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推進します。

◆公有地化の推進

「ふるさとの緑の景観地*」などに指定されている保全緑地を守るため、相続などにより指定地の一体性や景観が著しく損なわれるおそれがある土地などについて、県と市町村が協力して公有地化を推進します。

◆ふるさとの緑の景観地の指定・維持

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、市町村と協力し、ふるさとの緑の景観地の拡大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、当該景観地の良好な維持管理を促進します。

◆見沼田圃*の保全・活用・創造

見沼田圃は、江戸時代以降の長い沿革を持ち、様々な文化や技術が継承された地域として首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間です。引き続き、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地などとして土地利用を図っていきます。

◆みどりの三富地域*づくりの推進

文化的景観や貴重な緑地空間を有する三富地域を将来にわたって継承・発展させるため、農業、環境、歴史、文化など各分野の連携体制の強化や情報発信に取り組み、緑豊かな地域づくりを推進するとともに、地域の特徴を生かした農業の振興を図ります。

◆地域と調和した都市農業の振興

体験農園や観光農園の魅力向上を図るなど、地域の特徴を生かした農業を振興するとともに、地域での地場農産物の利用促進を通じて、都市地域の農業が有する緑地空間を保全し、都市農業の必要性について理解を醸成します。

(2) 身近な緑の再生（創出）の推進

◆壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

市街地における身近な緑の創出を推進するため、企業などと連携して壁面緑化、屋上緑化などの施設緑化、駐車場緑化を推進します。

◆校庭などの芝生化

幼少期から緑に触れ合う環境を整備し、県民の環境意識の醸成を図るため、保育所、幼稚園、小中学校、高校などの園庭や校庭の芝生化を推進します。

小学校の校庭などを重点的に芝生化することにより、都市部にまとまった目に見える緑を創出するとともに、ヒートアイランド対策に資することにもなります。

また、芝生の維持管理を適切に行っていくため、地域コミュニティとの連携や子供たちが参加する体制づくりを推進します。

◆緑化計画届出制度*の充実

緑の街並みを創出し、緑化面積の増加や緑視率*の向上を図るため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の更なる改正について検討を進めます。また、地域の実情に応じた緑化が推進されるよう、市町村の緑化条例の制定を支援します。

◆県有施設などの身近な場所の緑化

身近な場所における緑の創出を推進するためには、緑化が可能なあらゆるスペースを徹底的に活用することが必要です。このため、県有施設などの公共施設の緑化を推進します。

◆県営公園の緑化

彩の国みどりの基金を活用し、県営公園の植樹を推進します。

(3) 緑の保全・再生のための財源確保

◆彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の運営

緑の保全と創出を県民参加により積極的に進め、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全するためには、安定した財源の確保が必要です。このため、彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の適切な活用に努めます。また、両基金を安定した財源とするため、寄附の増加を図ります。

(4) 緑の保全・再生のための県民運動の推進

◆県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全

県民、市民団体、地権者、企業、行政、学校などあらゆる主体が一体となって取組を進めます。また、市民管理協定制度*などの連携システムによる緑地保全を推進します。

◆彩の国みどりのサポーターズクラブ*の活動の充実

団体、企業、個人などがそれぞれの能力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指して彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。

◆さいたま緑のトラスト運動の拡大

さいたま緑のトラスト運動は、県民から寄附を募り、それを資金に埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として取得・保全する運動です。

この運動を推進する体制づくりとして、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会の活動や会員の拡大を支援します。

施策指標

緑の保全面積《累計》

531ha
(平成27年度末)



557ha
(平成33年度末)

身近な緑の創出面積

250ha
(平成29年度～平成33年度の累計)

彩の国みどりのサポーターズ
クラブ入会団体数《累計》

233団体
(平成27年度末)



310団体
(平成33年度末)



敷地内の緑化



緑のトラスト保全第13号地
(無線山・KDDIの森(伊奈町))

コラム

「みどりと川の再生」の県民運動の推進 (施策は 26 から 30 ページ)

本県は首都圏に位置しながら、狭山丘陵や見沼田圃、三富地域など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。また、荒川に代表される水辺は、ゆとりと安らぎを創出する貴重な空間となっています。これらの自然を保全・活用を進めるとともに、将来に引き継いでいくため、県では「みどりと川の再生」を県民の皆様と一緒に進めています。

1 「みどりの再生」の県民運動

◆ 彩の国みどりのサポーターズクラブ

「彩の国みどりのサポーターズクラブ」は、みどりに関心を持つ県民・企業・団体が集う登録制度として、平成 22 年 8 月に創設しました。平成 27 年度末で 233 の団体が登録しています。

会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため、緑化関係イベントなどの情報提供や植樹活動を行う団体・企業に対し、必要な苗木などの提供を行っています。



草刈り活動の様子

◆ さいたま緑のトラスト運動の拡大

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用し、13 か所の緑のトラスト保全地を（公財）さいたま緑のトラスト協会に委託して保全管理を行っています。平成 27 年度には、トラスト保全第 14 号地として、三芳町の「藤久保の平地林」を決定しました。

2 「川の再生」の県民運動

◆ 川の国応援団

「川の国応援団」は、地域で川の再生活動に取り組む団体を県が支援する登録制度です。「川の国応援団」が実施する、河川清掃、河川浄化、環境学習、生物調査などの活動で使用する資機材の提供や貸出しなどの支援を行っています。



河川清掃の取組

◆ 川の再生活動のリーダーの養成

川の再生活動の新たなリーダーを育成し、団体全体のレベルアップを図るため、「川の国埼玉検定（中・上級編）」を実施しています。上級合格者は「川の国アドバイザー」として、川の国応援団に対する活動のアドバイスや環境学習の講師などを行う川の再生のリーダーとしての役割を担っています。平成 27 年度末で 80 名が「川の国アドバイザー」として登録しています。

9 森林の整備と保全

現況と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキなどの針葉樹及びクヌギ、コナラなどの広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。

森林は木材の生産をはじめ、水源かん養^{*}や土砂災害防止、二酸化炭素(CO₂)の吸収・貯蔵、生物多様性^{*}の保全、快適環境の形成など多くの機能を有しています。

しかし、間伐などの手入れ不足やニホンジカの食害などによる森林の荒廃が見られ、それらの機能の低下が懸念されています。また、里山^{*}・平地林^{*}は、燃料(薪炭)やたい肥としての利用がなくなり、タケやササが繁茂し、生物多様性の低下が進むとともに、見通しがきかないなど、景観が悪化しています。一方で、本県の森林は大都市圏から近いため、森林ボランティア活動や社会貢献を目的として企業が行う森づくり活動の場として活用しやすいという特徴があります。

そこで、林業経営が困難で、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森づくりを進め、水源かん養など森林の有する多面的機能を十分に発揮させることが必要です。また、民間住宅や公共施設などでの県産木材の利用拡大を推進し、木材利用や木材輸送距離の短縮によるCO₂の貯蔵・排出削減を図ることが必要です。

将来像

多様で健全な森林が生育し、水源かん養、二酸化炭素(CO₂)の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、森林の有する多面的な機能が持続的に発揮されています。

今後の施策と主な取組

(1) 適正な森林整備と保全の推進

◆公益的機能^{*}を持続的に発揮する森林の整備

水源かん養や二酸化炭素(CO₂)の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、様々な機能が高度に発揮できる森づくりを進めます。

◆森の若返りの推進

県産木材の安定供給、CO₂の吸収促進など森林の持つ多面的機能の向上及び花粉発生抑制のため、伐期を迎え利用可能な人工林を伐採して再造林を行い、森の若返りを図ります。

◆病虫獣害対策の推進

森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、ニホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮被害のおそれのある森林に獣害防止対策を実施します。また、松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫の発生状況を調査して被害拡大を防止します。

(2) 県民参加の森づくりの推進

◆森林活動を体験できる機会の充実

広く県民が森林の大切さを理解し、森林活動を体験する機会の充実を図るほか、森林ボランティア活動を希望する県民に対して、森林における安全作業を学習できる機会の充実を図ります。

◆森林ボランティアを行う企業・団体への支援

森林ボランティア団体の活動を支援するほか、社会貢献を目的とした森づくりを希望する企業に対し、活動しやすい環境の整備を進めます。

◆森林環境教育や木育*の推進

森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性などの理解を深めるため、森林資源を生かした施設を森林環境教育の場として充実させるほか、次世代を担う子供たちへの森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

(3) 県産木材の利用促進及び率先活用

◆住宅や公共施設などでの利用拡大

木材需要の多くを占める住宅分野での利用拡大やPR効果の高い公共施設などの木造化・木質化を推進するため、県産木材を利用する意義の理解の拡大を図るとともに、木造建築技術者の養成や県産木材の利用を支援します。

◆安定的な供給体制の構築

需要に応じた質の高い製品を安定的に供給するため、県産木材の生産・加工施設の整備を支援するとともに、県産木材の販路を拡大するための流通体制づくりを促進します。

施策指標

森林の整備面積

12,500ha
(平成29年度～平成33年度の累計)

森林ボランティア活動に参加する延べ人数(年間)

25,500人
(平成27年度)

28,500人
(平成33年度)

県産木材の供給量(年間)

87,000m³
(平成27年度)

116,000m³
(平成33年度)

作業道の延長

471km
(平成27年度末)

860km
(平成33年度末)

県議会による追加

10 生物多様性の保全

現況と課題

地球上では、現在、生物多様性*が様々な危機にさらされており、それは人間活動による影響が主な要因と言われています。我が国における生物多様性を悪化させる要因として、開発や乱獲、里地里山*などに対する人の働きかけの縮小、さらに、外来種や化学物質、地球温暖化による影響が挙げられています。

本県では特に里地里山などに対する人の働きかけの縮小、外来種が問題となっています。

具体的には、ニホンジカやイノシシなど一部の野生動物の個体数が増加しており、生息地域の森林生態系に影響を与えています。さらに、中山間地域における人口減少などが加わり農林業にも大きな被害を与えています。また、外来生物*であるアライグマ、コクチバスやオオクチバスなども増えており、生態系*へ悪影響を及ぼしています。

そこで、「生物多様性保全県戦略」を策定し、希少野生動植物の保護など様々な施策に取り組んでいます。今後も、生物多様性保全への意識の浸透や各地域での具体的な活動への展開が必要です。

将来像

多くの県民が生物多様性の重要性を認識し、希少野生動植物の保護及び増えすぎた野生動物の個体数管理、外来生物の駆除がなされています。その結果、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造され、バランスの取れた生態系が維持されています。

今後の施策と主な取組

(1) 生物多様性保全の全県展開

◆生物多様性保全県戦略の普及・啓発

多種多様な動植物からもたらされる自然の恵みを受け続けるため、行動計画を含めた生物多様性保全県戦略の見直しを図り、その普及により生物多様性の保全に努めます。

河川の改修にあたっては、多種多様な水生動物や植物が生息・生育できるように整備を行います。また、地域の特性を踏まえピオトープ化などに取り組みます。

◆外来生物分布状況の把握

県内の外来生物の分布状況を把握するため、県民参加によるモニタリング調査を継続して実施します。

◆県民による自然環境保全活動の推進

●希少野生動植物保護推進員などとの連携

埼玉県希少野生動植物保護推進員と連携して、希少野生動植物の種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護の重要性について啓発を図ります。

●傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携

県に登録した傷病野生鳥獣保護ボランティアの協力により、傷病野生鳥獣の適切な救護とリハビリによる放野を目指します。また、生物多様性の保全と県民の野生鳥獣保護管理思想の啓発を図ります。

● 埼玉県自然公園指導員などとの連携

自然公園施設などにおいて、埼玉県自然公園指導員と連携し、公園利用のマナー向上や自然公園に関する情報の提供を通じて、県民の自然保護への関心を高めます。

また、豊かな自然が保全されている地域などにおいて自然観察会を開催する団体などと連携し、自然環境保全思想の普及啓発に努めます。

◆ 自然とのふれあいの推進

自然ふれあい施設を活用し、生物多様性保全を担う人材の育成や生物多様性保全への理解を深める取組を進めていきます。また、自然公園の園地や自然歩道などの施設整備を行い、安全で快適な利用環境を提供し利用を促進します。

(2) 希少野生動植物の保護の推進**◆ 希少野生動植物の継続的調査と普及啓発**

希少野生動植物の種を絶滅から守り、県民共通の財産として次世代に継承するため、県内で絶滅のおそれのある野生生物をリストアップしたレッドデータブック*（動物編・植物編）を発行し、県内の生物多様性の現状について理解を深める取組を進めます。また、オオタカ営巣地を調査し、保護を促進します。

◆ 保護増殖活動の推進

ムサシトミヨなど条例で指定する「県内希少野生動植物種」においては、保護管理事業計画に基づき、地元の市町村や保全団体、学校などと連携し、種の保護増殖の取組を推進します。

(3) 野生鳥獣の適正な保護管理**◆ 野生鳥獣による生態系などへの被害の防止**

ニホンジカの草本類の採食や樹木の剥皮により、林床植生が衰退し樹木が枯死するなど、森林生態系に影響を与えています。また、カワウは営巣地周辺の水質悪化、樹木枯死など地域の生態系に影響を与えています。こうした野生鳥獣による生態系への影響を減少させるため、対策を推進します。

◆ 野生鳥獣の生息状況調査や狩猟などによる個体数管理

生息数の増加や生息地域の拡大に伴う農林業被害や自然環境への影響を軽減するため、ニホンジカやカワウなどの野生鳥獣の生息状況などを把握するとともに、捕獲対策を推進することにより生息数を適正にするように努めます。また、特別天然記念物カモシカについて保護地域を指定し、生息環境の保全、カモシカ個体群の安定的存続に努めます。

◆ 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

野生鳥獣による被害を未然に防止する役割を担っている狩猟者を育成・確保するよう努めます。

◆ 野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ*に係る対応技術マニュアル（環境省）」に基づき、野鳥の検査体制を確立するとともに、関係機関への適切な情報提供などにより、人や家禽^{かきん}などへの感染リスクの低減につなげます。

(4) 侵略的外来生物*の計画的防除**◆ 外来生物の情報収集及び駆除**

アライグマ、オオクチバスなどの外来生物が、もともとその地域にいる生き物の居場所やエサを奪うことで、本来の生態系のバランスを乱しています。また、カミツキガメやセアカゴケグモといった人に危害を加えるおそれのある外来生物も確認されています。本県の生物多様性が将来にわたって損なわれないように外来生物による被害防止対策を推進します。

◆アライグマの計画的捕獲

特定外来生物であるアライグマは、繁殖力が強く、本県における捕獲頭数は著しく増加しています。「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、捕獲することにより、生態系被害や農林業・生活被害の防止に努めます。

施策指標

希少野生動植物種の
保護増殖箇所数《累計》

88か所
(平成27年度末)

120か所
(平成33年度末)

県内希少野生動植物種の例



オニバス



チチブイワザクラ



ミヤマスカシユリ



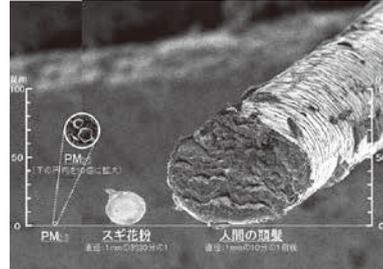
ムサシトミヨ

コラム

微小粒子状物質 (PM 2.5) って何? (施策は 38、39 ページ)

1 微小粒子状物質 (PM 2.5) とは?

特定の物質名ではなく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ (0.0025mm) 以下の粒子の総称です。髪の毛の太さの 30 分の 1 以下という非常に小さな粒子のため肺の奥まで入りやすいと言われています。



PM2.5 の大きさのイメージ
(東京都 HP から引用)

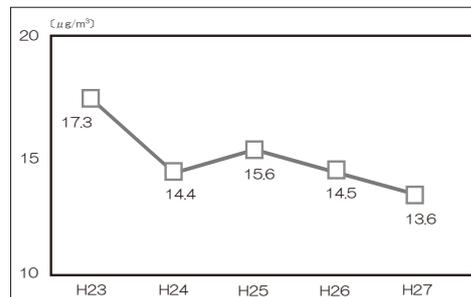
2 PM 2.5 はどこから発生しますか?

主に次の 3 つが挙げられています。

- ① ボイラーや焼却炉、自動車などから直接粒子の形で放出されるもの。
- ② 大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物、揮発性有機化合物が光と反応して粒子を形成するもの。
- ③ 土壌、海塩、火山の噴火など自然起源のもの。

3 本県の PM 2.5 の状況

県では 24 時間体制で濃度を測定しています。官民連携した対策により減少傾向にあり、平成 27 年度は 43 測定局のうち 37 測定局で環境基準を達成しました。(達成率 86.0%)



PM2.5 年平均濃度の推移

4 PM 2.5 大気移動測定車の導入

県では平成 27 年 8 月に全国で初めて、自らの排気ガスで大気を汚染することのないよう電気自動車の「PM 2.5 大気移動測定車」を導入しました。自動測定機を搭載し、濃度だけでなく成分の測定もできることが大きな特長です。その機動性を生かして、局地的に高濃度事象が生じた場所や測定局が設置されていない地域に移動して測定を行い、細かな対応を行っています。

併せて、色々なイベントなどで、県民への啓発活動にも役立っています。



PM2.5 大気移動測定車

IV 安心・安全な環境保全型社会づくり

11 大気環境の保全

現況と課題

首都圏に位置する本県では、東京から放射状に伸びる主要幹線道路やこれらを結ぶ環状道路の整備が進められています。特に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）周辺は物流拠点として注目され、自動車交通が増加しつつあります。

工場・事業場の規制や自動車からの排出ガス削減対策により、二酸化窒素*や浮遊粒子状物質*などの環境基準*を概ね達成しているものの、光化学オキシダント*や微小粒子状物質（PM2.5）*については、環境基準の達成率が低く、光化学スモッグ*注意報の発令日数は全国でも多い状況です。

常時監視体制を整備しつつ、汚染状況の把握に努め、工場・事業場のばい煙*規制及び自動車からの排出ガス削減対策の推進が必要です。

将来像

低公害車が普及するとともに、工場・事業場からの大気汚染物質の排出が抑制され、澄みきった青空が広がっています。

今後の施策と主な取組

(1) 工場・事業場に対する規制、指導

◆工場・事業場に対する規制、指導

大気汚染による人の健康被害を未然に防止するため、工場・事業場に対し大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく各種規制を遵守するよう指導を徹底します。

(2) 自動車からの排出削減対策の推進

◆ディーゼル車の運行規制

埼玉県生活環境保全条例に基づき、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル車の運行を禁止しています。良好な大気環境を維持するため、運行車両の検査や不適合車両の使用に対する指導を行うほか、九都県市*で連携・協力した取組を実施します。

◆アイドリング・ストップ*の指導

埼玉県生活環境保全条例に基づき、自動車などの運転者に対し駐車時又は停車時におけるアイドリング・ストップの実施を求めます。また、運転者や事業者にアイドリング・ストップの励行を指導し、排出ガスに含まれる大気汚染物質の排出などを抑制します。

◆バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパスの整備及び交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の緩和を図ることで、自動車交通による環境負荷を軽減します。

(3) 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

◆原因物質の排出抑制

光化学オキシダントやPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）*について、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づき、排出抑制を推進します。さらに、VOCを取り扱う事業者に対して、実態に応じた排出削減の取組を促すなど、事業者が自主的に排出を抑制するための取組も進めます。

◆PM2.5の実態把握

PM2.5の削減対策を進めるためには、汚染実態の把握が必要です。このため、常時監視体制を順次、整備しています。また、PM2.5大気移動測定車で高濃度事象が発生した現場などの測定を行います。PM2.5の発生源を把握するため、成分分析の実施・解析を進めます。

◆広域的な調査及び対策の推進

光化学オキシダントやPM2.5の対策には、県域を越えた広域的な対応が必要です。国や他の地方公共団体と連携して、PM2.5の成分分析などの広域調査やVOCの削減などの効果的な対策を推進します。

◆光化学スモッグによる健康被害の未然防止

光化学スモッグによる目やのどの痛みなどの健康被害を防止するため、緊急時の対策として、光化学スモッグ注意報の発令などにより大気汚染の状況を広く県民に周知します。あわせて、事業者に対し、ばい煙やVOCの排出削減を求めます。

(4) 大気汚染物質の監視

◆大気汚染物質の監視

微小粒子状物質（PM2.5）を含めた大気環境の常時監視体制を整備充実するとともに、国や他の地方公共団体と連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民などへ提供します。

施策指標

微小粒子状物質（PM2.5）の
濃度

13.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(平成27年度)

12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(平成33年度)

12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

現況と課題

本県の公共用水域*の水質については、長年にわたって工場・事業場に対する監視・指導を行ってきた結果、健康項目と呼ばれる有害物質の環境基準*の超過はほとんど見られなくなりました。また、アユが棲める水質（BOD 3mg/L 以下）の河川の割合で見ると、平成 17 年度の 52%から平成 27 年度には 89%と、着実に改善されています。環境基準の類型*が当てはめられた河川も 9割を超えて BOD 環境基準を達成しています。引き続き、生活排水対策と合わせ、産業系排水の負荷を低減することにより、更に水質の向上を図ることが必要です。

地下水及び土壌の汚染を防止するため、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づいた土壌調査や自主的な土壌調査が行われています。この調査で、特定有害物質*による土壌・地下水汚染が判明した場合は、人への健康被害を防止するため適切な対策を行うことが必要です。

将来像

県民が安心して、公共用水域を水道水源、農業用水として利用できるとともに、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土壌環境及び地下水質が維持されています。

今後の施策と主な取組

(1) 工場・事業場に対する規制、指導

◆工場・事業場に対する規制、指導

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、排水基準が適用される工場・事業場に対する立入検査を行い、排出水の汚染実態を把握するほか、排水基準に適合しない場合には改善指導を行うことで公共用水域の水質改善を図ります。

◆異常水質事故対策の推進

事業者による有害物質や油などの公共用水域への流出事故の被害の発生防止を図るため、関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査を迅速かつ適切に行い、汚染の拡大と被害の発生を防止するとともに原因者に対し再発防止のため指導します。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進

◆土壌・地下水汚染対策の推進

土壌汚染や地下水汚染の状況を把握し、汚染があった場合の人への健康被害を防止するため、土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき土地所有者などによる調査や汚染された土壌の適切な管理が行われるよう指導します。

(3) 公共用水域や地下水の監視測定

◆公共用水域や地下水の監視測定

公共用水域の汚濁や地下水の汚染を防止することにより、水環境の保全を図るためには水質汚濁の状況などを常に把握することが重要となります。このため、毎年、水質測定計画に基づき常時監視を行い、類型指定の見直しを適宜行うなど水質の向上に向けた取組を推進します。

施策指標

アユが棲める水質(BOD
3mg/L 以下)の河川の割合
(共通指標 (7 川の保全と再生))

89%
(平成27年度)

93%
(平成33年度)

全国水質ワースト 5 河川
(国土交通省直轄管理区間)
(共通指標 (7 川の保全と再生))

2 河川(綾瀬川・中川)
(平成27年度)

0 河川
(平成33年度)



綾瀬川 (草加市)

13 化学物質・放射性物質対策の推進

現況と課題

本県は製造業の事業所が多く、化学物質を多く排出する業種があるため、化学物質の届出排出量は全国第4位（平成26年度）となっています。

人の健康や生態系*に有害な影響を及ぼす可能性がある化学物質による環境リスク*を減らすためには、法令に基づく排出基準の遵守はもとより、事業者による自主的な適正管理を促進することが必要です。また、県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

石綿*については、建材として使用されている建物の解体工事が平成40年前後にピークを迎えると推計されており、今後増加する石綿使用建築物の解体工事に伴う石綿飛散を防止することが必要です。

ダイオキシン類*については、環境中の濃度を低く抑えるため、事業所の監視を継続することが必要です。

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質については、環境汚染への県民の懸念は十分に解消されたとは言えず、放射性物質の監視及び測定を今後も継続することが必要です。

将来像

化学物質の適正な管理により、環境中への化学物質の排出が抑制され、環境リスクが低減されています。環境コミュニケーション*が広まり、県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めています。

石綿使用建築物の解体工事が適切に実施され、県民の安全が確保されるとともに、放射性物質に関する情報が分かりやすく迅速に発信され、県民の不安が解消されています。

今後の施策と主な取組

(1) 環境リスクの低減

◆化学物質の排出量・取扱量などの把握と公表

特定化学物質*の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、環境中への化学物質の排出量、移動量及び取扱量を把握するとともに、その情報の公開に努めます。また、事業者の化学物質の自主的な管理の徹底と排出抑制を促進します。

◆環境コミュニケーションの支援

事業者による環境コミュニケーションの実施を支援し、事業者自身が化学物質の管理を徹底し、排出を抑制する取組を推進します。

◆事業者指導と環境濃度の把握

特定化学物質管理指針*の改正に基づき、事業者自身が作成する特定化学物質適正管理手順書*に災害対策の内容を盛り込んだ手順書の更新及び変更届の提出の徹底を図ります。また、県内工業団地で多く使われている化学物質について、環境中の濃度を測定し、その結果を事業者の化学物質の管理に反映させ、環境への排出抑制に努めます。

(2) 石綿対策の推進

◆石綿の大気中への飛散防止

人体に有害である石綿の大気中への飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策の指導を徹底します。

◆大気中の石綿濃度の把握

大気中への石綿の飛散状況を監視するため、県内の住居地域などにおけるモニタリング調査を実施します。

(3) ダイオキシン類対策の推進

◆ダイオキシン類による汚染状況の常時監視

県民の安心・安全な生活環境を確保するため、環境中にあるダイオキシン類の監視を行います。

◆工場・事業場に対する規制、指導

ダイオキシン類による生命、健康及び環境への影響を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対象となる事業者に対し施設の適正管理などの規制を遵守するよう指導を徹底します。

(4) 放射性物質への対応

◆放射性物質の監視、測定

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質の状況を把握するため、国と連携を図りながら引き続き監視し、測定結果を公表します。

施策指標

環境コミュニケーションの
実施数《累計》

210回
(平成27年度末)

344回
(平成33年度末)

環境大気中の石綿濃度
1本/L以下の維持

全地点(20地点)
(平成27年度)

全地点(20地点)
(平成33年度)

14 身近な生活環境の保全

現況と課題

本県は、人口増加が続く一方、基幹産業としての製造業も盛んであり、内陸県で最も多い全国第4位（平成26年）の事業所数を抱え、市街地の中に事業所が混在しています。

騒音・振動・悪臭公害は感覚公害と言われ、産業構造や生活様式の変化に伴い、その発生源も工場・事業場をはじめ多種多様となっています。騒音・振動・悪臭による公害苦情相談件数は近年高止まりしており、これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全していくとともに、公害に係る苦情や紛争に対して、迅速かつ適切に対応することが必要です。

また、航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音などの交通騒音については、環境基準*などへの適合状況を把握し、国や事業者などの関係機関へ改善を働きかけていくことが必要です。

将来像

工場・事業場の公害防止体制の整備などにより発生する公害が減少し、住民から寄せられる相談や公害苦情、紛争の少ない県民が快適に暮らせる生活環境が実現しています。

今後の施策と主な取組

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

◆環境基準などの適合状況の調査（航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音・振動）

より良い生活環境を実現するため、新幹線については騒音及び振動を、航空機及び自動車については騒音調査を実施し、環境基準などへの適合状況を把握し、公表します。

◆市町村職員に対する研修などの実施

工場・事業場などから発生する騒音・振動・悪臭に関する事業者指導を担う市町村職員を支援するため、業務で必要な知識や相談事例研究などの研修を行います。

(2) 事業所における公害防止体制の整備促進

◆工場・事業場における公害防止組織の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を徹底するため、工場・事業場における公害防止主任者*等の選任など、公害防止体制の整備を促進します。

◆公害防止管理者*・主任者向けフォローアップ研修の実施

工場・事業場で選任された公害防止主任者等に対して、公害防止に必要な知識や過去の事故事例の紹介などの研修を定期的に行うことで、公害発生防止の徹底に努めます。

(3) 公害苦情・紛争の適正処理の推進

◆公害苦情処理の適正な対応

県民からの公害苦情に迅速かつ適正に対応するため、市町村への情報提供の充実を図るとともに、公害紛争処理法に基づく苦情相談員制度の活用などにより、公害苦情の受理及び苦情処理を適正に実施します。

◆公害紛争処理法に基づく適正な対応

公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停及び仲裁の各手続を迅速かつ適正に実施します。

施策指標

公害防止管理者・主任者向け
フォローアップ研修の
参加者数

2,400人
(平成29年度～平成33年度の累計)



新幹線鉄道騒音測定



公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修

15 環境分野の災害への備えの推進

現況と課題

近年は、全国各地で集中豪雨や台風による水害・土砂災害が発生しており、大気常時監視で把握している風向・風速データなど、防災に活用可能な環境監視データの必要性が高まっています。また、増加している集中豪雨や猛暑の背景には、地球温暖化の影響があると考えられており、温暖化の影響に対処する適応策の研究成果を提供することが必要です。

東日本大震災では、これまでの災害をはるかに超えた膨大な災害廃棄物が発生するとともに、化学物質を取り扱う事業所においても多くの事故が発生しました。震災から得られた知見・教訓を基に、災害廃棄物対策や化学物質取扱事業所における漏えい対策を強化することが必要です。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、電力供給量の3割を占めていた原子力発電所からの電力供給が止まり、非常用電源確保の重要性が改めて認識されました。再生可能エネルギー*などの災害時の活用が必要です。

将来像

環境監視情報の防災への活用、災害廃棄物対策、再生可能エネルギーの災害時の活用などが進み、環境分野における災害時の備えが強化され、県民の安心・安全が向上しています。

今後の施策と主な取組

(1) 環境監視情報の防災への活用

◆大気常時監視データの活用

火山の噴火に伴い発生する二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*などは大気常時監視で把握しています。降灰が生じ異常値を感知した場合は風向・風速データ及び二酸化硫黄などの大気中の濃度に関する情報を迅速に関係機関へ伝達します。

◆温暖化適応策などの研究結果の提供

気候変動や極端気象など複合的な温暖化影響を的確に捉え、適応策を効率的に進めるための研究を実施し、広く県民や事業者などに提供します。

(2) 災害廃棄物対策、有害物質の漏えい対策など、災害に備えた環境保全の体制づくり

◆災害廃棄物対策の推進

災害廃棄物対策については、万一の発災に備えた平常時からの準備が大切です。県が策定した「災害廃棄物処理指針」を基に、市町村や各団体と合同で研修・訓練を実施するなどの連携強化を図ります。また、発災した場合は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、柔軟で適切な対応に努めます。

◆有害物質の飛散・漏えい対策の促進

事業者自身が作成する特定化学物質適正管理手順書*に災害発生時に顕著化するリスクの把握とその低減、災害時対応マニュアルの整備、定期訓練の実施を新たに盛り込むことにより、危険性・有害性が比較的高い特定化学物質*などに起因する被害が最小限となるよう指導します。

(3) 災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車などの計画的整備

◆災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入支援

住宅用太陽光発電の普及推進や県有施設への太陽光発電設備の率先導入を進めるとともに、蓄電池や電気自動車充電設備（V2H）*の導入を支援し、災害時にも活用可能な電力確保を図ります。

◆設置した設備を災害時に活用する仕組みづくり

蓄電池や電気自動車充電設備（V2H）の導入を支援し、太陽光発電や電気自動車を災害時の電源として活用できる仕組みづくりを進めます。また、電気自動車のインフラ整備などを通じて、電気自動車の普及を促進します。

施策指標

大規模災害対策を組み込んだ
特定化学物質適正管理手順書
の提出率

1.2%
(平成27年度末)

100%
(平成33年度末)



災害廃棄物処理図上訓練の様子

V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり

16 環境と経済発展の好循環の創出

現況と課題

本県は、製造品出荷額等が全国第7位（平成26年）の産業県ですが、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、いかに県内経済・県民所得を維持・向上させていくかが課題となっています。環境保全に貢献する環境ビジネス*の振興を図り、環境と経済発展の好循環を形成していくことが、持続可能な社会の構築にとって重要です。

本県では、今後成長が期待される環境・エネルギー分野や次世代自動車*分野において産業育成を推進しています。それに加え、循環型社会の重要なインフラ（基盤）である産業廃棄物*処理業の長期的、安定的な経営体制の維持や処理技術の高度化が必要です。また、農業の分野では、大消費地の中の産地という特性を生かし、地産地消*を進めるとともに、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図ることが必要です。

事業者の自主的、積極的な環境配慮の取組は、事業活動からの環境負荷の軽減に加え、環境に配慮した設備の導入・製品の購入につながることから、環境と経済発展の好循環を実現する上で重要です。環境マネジメントシステム*や「グリーン購入*」などを推進し、企業による環境配慮活動の支援が必要です。

将来像

全ての産業で、企画から、製造、運搬、販売、廃棄までの段階で環境に配慮した事業活動が行われるとともに、環境・エネルギー産業などが発展し、環境問題の解決に大きな役割を担っています。

こうした産業の発展は、環境に配慮した製品を積極的に使用し、環境に配慮した事業活動を支持する県民、市民団体、企業により支えられ、需要側と供給側の各主体が一体となって、環境と経済発展の好循環の創出に取り組んでいます。

今後の施策と主な取組

(1) 環境ビジネスの振興

◆環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進

環境ビジネスセミナーの開催や環境技術の情報提供などにより、県内の環境関連企業や研究機関のネットワークづくりを推進します。

◆中小企業の環境ビジネス支援

県内中小企業の環境ビジネスへの参入や販路拡大を支援します。また、産業技術総合センター（川口市）において依頼試験や機器開放、技術相談及び共同研究など技術支援を行います。

(2) 低炭素社会*をリードする産業の育成

◆環境・エネルギー分野などの次世代産業の育成

環境・エネルギー分野の産業を発展させるため、共便益（コベネフィット）を考慮した研究の充実を図ります。また、スマートハウス*や蓄電池など、今後の成長が見込まれる新エネルギー分野の研究開発を支援する先端産業創造プロジェクトを推進します。

電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）*・ハイブリッド車（HV）・プラグインハイブリッド車（PHV）などの次世代自動車への転換期にある自動車産業において、それを支える県内製造業の転換、参入を支援します。

(3) 産業廃棄物処理業から環境産業*へのステージアップに対する支援

◆産業廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

循環型社会の担い手である産業廃棄物処理業界に優秀な人材を確保定着させるため、県内産業廃棄物処理業者の新入社員の合同入社式を開催します。また、地域に愛され、かつ、信頼される環境産業へと飛躍させるため、産業廃棄物処理業 3S（スマイル、セイケツ、スタイル）運動の展開を図るなど、産業廃棄物処理業の重要性や魅力を効果的に発信する取組を推進します。

◆産業廃棄物処理技術の高度化の推進

再生可能エネルギー*の利用促進に伴い、太陽光発電が急速に普及しており、将来、廃太陽光パネルの処理が課題となることが想定されるため、新たな処理技術の開発及び処理技術の高度化を図ります。

◆一般廃棄物*処理における産業廃棄物処理施設の活用

市町村が一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理施設に委託することで、効率的な施設利用と再生利用ができるよう、産業廃棄物処理施設の活用について情報提供と技術的助言を行います。

(4) 環境に配慮した農業の振興

◆環境保全型農業の推進

家畜ふん尿のたい肥化やその利用を促進する耕畜連携を推進します。化学肥料や化学合成農薬を使わない有機農業や、使用量を慣行栽培の半分以下に減らした特別栽培農産物の取組などを支援し、農業由来の環境への負荷を減らす取組を推進します。

◆多彩な地産地消の推進

県産農産物 PR イベントや企業との連携などを通じて、県民がフードマイレージ*の考え方を取り入れた地域に根ざした食と農業への理解を深めます。また、県産農産物の販路拡大と生産拡大を図るなど、地産地消の取組を推進します。

(5) 事業活動における自主的な環境負荷軽減活動の推進

◆環境マネジメントやグリーン購入などの推進

埼玉県独自の環境マネジメントシステムや「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」に基づき、事業者としての県が環境に配慮した公共事業や地球温暖化対策など環境負荷の軽減に率先して取り組みます。また、環境負荷の少ない製品やサービスを購入する「グリーン購入」の普及を図ります。

さらに、環境マネジメントを積極的に行い、事業活動において環境に配慮した優れた取組を実施している中小規模事業者を支援するため、「エコアップ認証制度*」を推進します。

施策指標

環境ビジネス関連セミナーの
参加企業数《累計》

713社
(平成27年度末)

1,000社
(平成33年度末)

17 環境と共生する地域づくりの推進

現況と課題

本県には、豊かな森林に恵まれた秩父山地、狭山丘陵や見沼田圃*、三富新田などの身近な緑、荒川・利根川の二大河川をはじめとする数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。多様な自然環境を保全するとともに、多様な資源として生かし、地域振興を図るため、グリーン・ツーリズム*の推進が必要です。

また、本県には多様な自然環境、風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化があります。自然と一体となった古墳や城跡、歴史的建造物、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などは、将来の文化の向上発展や環境・景観保全の基礎をなすものとして、保護に努めていかなければなりません。

自然環境や景観の保全には、環境影響評価制度*を適正に運用するとともに、環境や景観の保全の取組を地域が一体となって進めることが必要です。

将来像

地域の資源を生かした取組や、地域が一体となった環境や景観の保全・創造の取組が進むことで、地域の環境や景観が保全・創造されるとともに、環境と共生する地域が実現しています。

今後の施策と主な取組

(1) グリーン・ツーリズムの推進

◆民間事業者と連携した情報発信

観光農園や体験交流施設、農産物直売所、体験ができる宿泊施設などの情報を収集し、ポータルサイトのほか、鉄道会社や旅行会社などの民間事業者と連携し幅広く発信します。

◆地域資源の再発見や都市と農山村との交流促進の支援

市町村やNPOなど多様な主体が実施する地域資源の再発見活動や、農業体験などを通じて農林業・農山村と触れ合う機会を創出する都市と農山村の交流促進を支援します。

(2) 歴史・文化的環境及び自然景観の保全

◆史跡・名勝・天然記念物などの指定

貴重な歴史・文化的景観を保全するため、自然と一体となった古墳・城跡・歴史的建造物などの景観資源、地域特有の地質現象や植物群落などを文化財に指定し、保護に努めます。

◆地域の特性を生かした景観づくりの推進

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、景観づくりに向けた啓発やルールづくりなどに取り組む市町村や地域団体を支援します。

また、沿道の景観を阻害している電線類の地中化を進め、都市景観の向上を図ります。

(3) 環境影響評価制度の推進**◆戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度の適正な運用**

戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度の適正な運用により、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業などを行う際に、事業者が住民や行政と共に地域における環境の保全に配慮する取組を推進します。

(4) 地域が主体となった環境保全活動の推進**◆地域の清掃活動団体の活動支援**

地域の美化により、県民の環境意識と地元意識の醸成につながるよう、地域清掃活動団体の取組を県ホームページで紹介するなど、活動を支援します。

◆彩の国ロードサポート制度*の推進

県民の社会貢献意識や道路愛護精神の向上を図り、快適で美しい道路環境づくりを推進していくため、住民や企業などによる歩道の清掃や花植えを行う彩の国ロードサポート制度を推進します。

◆川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、「川の国応援団*」の活動を支援します。

施策指標

地域清掃活動団体の登録数
《累計》

531団体
(平成27年度末)

830団体
(平成33年度末)

18 連携・協働による取組の拡大

現況と課題

里山*に代表される豊かな自然環境の保全・再生などの課題に効果的かつ適切に対応するためには、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働して取組を進めることが重要です。

これまで、本県では、県民、市民団体、企業と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や緑地の保全などに取り組んできました。引き続き、県が積極的に連携・協働の体制づくりを支援することが必要です。

地球温暖化や大気汚染などの広域的な課題については、他の自治体と連携して取り組むことでより効果的に対応できることから、九都県市*などとの広域的な連携を推進することが必要です。

将来像

環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働して、取組を進めています。

今後の施策と主な取組

(1) 県民、企業、学校、市町村と連携・協働した環境保全への取組の推進

◆廃棄物の適正処理やごみの削減に向けた取組の推進

不法投棄 110 番や民間企業などとの「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」により不法投棄の撲滅を目指します。また、家庭からのごみの排出量削減に向けた企業との連携によるマイバッグ*・マイボトル*運動、食品ロス*削減に取り組む「彩の国エコぐるめ協力店*」を増やしていきます。また、フリーマーケットやフードバンク*活動を行う団体の支援を推進します。

◆緑地保全など自然環境の保全に向けた取組の推進

- 緑地保全に向けたボランティア、学校などとの連携
- 希少野生動植物保護推進員などとの連携
- 傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携
- 埼玉県自然公園指導員などとの連携

◆環境学習の一層の推進

県民の環境学習の機会の拡大を図るため、地域や学校などに派遣する「環境アドバイザー*」、「環境教育アシスタント*」制度や登録企業による「環境学習応援隊*」制度の充実に努めます。

(2) 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援

◆環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援

- 地球温暖化防止活動推進員*への支援
- 彩の国みどりのサポーターズクラブ*の活動の充実、生物多様性保全活動団体*の活動支援
- 森林ボランティア活動を行う企業などへの支援

(3) 広域的な連携の推進

◆九都県市を中心とした連携の推進

住民や企業の活動領域の拡大に伴い、地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理などの環境問題は、首都圏で連携して取り組むことで効果的で効率的な対応が可能となります。九都県市を中心に広域的な連携を進めていきます。

施策指標

環境アドバイザー、環境教育
アシスタント、環境学習応援
隊の派遣回数(年間)

237回
(平成27年度)

300回
(平成33年度)

希少野生動植物種の保護増殖
箇所数《累計》
(共通指標 (10 生物多様性の保全))

88か所
(平成27年度末)

120か所
(平成33年度末)

彩の国みどりのサポーターズクラブ
入会団体数《累計》
(共通指標 (8 みどりの保全と再生))

233団体
(平成27年度末)

310団体
(平成33年度末)

19 環境を守り育てる人材育成

現況と課題

多様で複雑化する環境問題を解決していくためには、県民、市民団体、企業、行政、学校など全ての主体が、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

そのため本県では、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、「環境アドバイザー*」、「環境教育アシスタント*」、「環境学習応援隊*」の各制度の活用、環境活動に取り組む団体の支援、環境科学国際センターでの各種講座の開催、自然学習センターをはじめとする自然とふれあう施設の設置などにより、環境学習の機会の提供や人材の育成を推進してきました。

今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材の育成を図ることが必要です。

将来像

市民団体、企業、行政、学校など様々な団体で、環境学習に関する研修会や体験学習の機会が提供され、環境に対する理解が深まっています。また、環境学習や環境保全活動を担う人材が育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われています。

今後の施策と主な取組

(1) 環境学習の機会の拡大

◆ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

県民の環境学習の機会の拡大を図るため、地域や学校などに派遣する「環境アドバイザー」、「環境教育アシスタント」制度や登録企業による「環境学習応援隊」制度の充実に努めます。

◆子どもの自主的な環境活動の支援

次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るため、「こどもエコクラブ」の活動を支援します。また、環境活動や環境学習の機会を提供し、環境保全への意識付けを図ります。

◆環境科学国際センターによる各種公開講座の実施

環境科学国際センター（加須市）では、環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習機会を提供するため、試験研究機関の特色である科学的知見を生かした各種公開講座を開催します。

◆自然の博物館による学校支援、レファレンス*対応の充実

自然の博物館（長瀬町）では、次世代を担う児童生徒の自然環境に対する興味、関心を高めるため、学校支援事業を拡大推進します。また、自然環境に関する疑問に答えるため、迅速に回答できるレファレンス体制を整備します。

◆自然体験など様々な機会における環境学習の実施

- 低炭素社会*に向けた環境学習の推進
- 自然体験・学習施設における環境学習の推進
- 循環型社会に向けた環境学習の推進
- 森林環境教育や木育*の推進

(2) 環境学習・環境保全活動を担う人材の育成

◆環境学習の担い手の育成

- 「彩の国環境大学*」における環境学習の担い手の育成
- 「エコドライブ*アドバイザー」の養成
- 「川の国アドバイザー*」の担い手の育成

◆環境保全活動の担い手の育成

- 「彩の国環境大学」における環境保全活動の担い手の育成
- 「川の国埼玉検定*」や「川ガキ養成事業*」の実施などによる人材育成
- 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

◆学校における環境教育の推進

学校教育における環境教育の充実を図るため、校内の推進体制を確立するとともに教員研修を実施し、学校の教育活動全体を通じて環境教育を推進します。また、学校環境緑化の推進と緑化の重要性について理解と関心を深めるため、小・中・高・特別支援学校などで学校環境緑化コンクールを実施します。

施策指標

環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数(年間)

19,276人
(平成27年度)

20,000人
(平成33年度)

環境科学国際センターの利用者数《累計》

761,742人
(平成27年度末)

1,032,000人
(平成33年度末)

エコドライブアドバイザーの認定者数《累計》
(共通指標(2地球温暖化対策の総合的推進))

9,907人
(平成27年度末)

18,750人
(平成33年度末)

20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

現況と課題

多様で複雑化する環境問題に県民、市民団体、企業、行政などが、連携・協働して取り組んでいくためには、環境問題の現状や取組に関する情報を共有するとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が不可欠となっています。

環境科学国際センター（加須市）や自然の博物館（長瀬町）では、各種調査や研究を進めるとともに、環境に関する情報を提供していくことが必要です。

過去に公害問題を克服してきた本県の持つ経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地域には非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。国際社会の一員として、海外機関への技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際協力活動の推進が必要です。

将来像

環境に関する研究が大きく進展し、その成果が県民、市民団体、企業、教育機関などに提供され、環境問題の解決に向けた取組が進んでいます。また、環境に関する技術に関し、海外との研究及び人的交流が積極的に展開されています。

今後の施策と主な取組

(1) 環境情報の収集及び提供

◆試験研究や自然環境などの環境情報の発信

環境科学国際センターでは、環境情報の収集及び発信拠点として、試験研究や自然環境などの各種関連情報を WEB も活用して広く県民や事業者などに発信していきます。また、試験研究の成果を論文や学会などで発表し、研究成果の普及による社会貢献を推進します。

◆自然史標本、動植物の生息記録などの生物多様性*情報の収集及びデータベースの作成

自然の博物館では、かけがえのない県民財産の一つである本県の自然史系資料を保管して活用するため、本県の自然とその変遷に関する資料を積極的に収集、整理、保管するよう努めます。

環境科学国際センターでは、県内の動植物に関する様々な情報を収集しデジタルデータベース化するよう努めます。また、県民が郷土埼玉の生物多様性について理解を深めるため、収集した標本データ、デジタルデータを地球規模生物多様性情報機構に提供し、生物多様性情報データベースに公開する取組を推進します。

(2) 産官学と交流及び連携した共同研究の推進

◆大学、企業、国立環境研究所、県試験研究機関と連携した共同研究

環境科学国際センターでは、多様で複雑化する環境問題に対し、大学、国の研究機関及び企業との共同研究を推進し、環境汚染などの仕組みの解明や環境保全に資する技術開発を進めます。

(3) 環境科学の振興

◆研究評価制度の適切な運用

環境科学国際センターでは、環境政策との連携、研究の重点的かつ効率的な推進、研究の質の向上、研究者の意欲の向上などを図るため、全ての研究事業を対象に研究評価を実施し公表します。また、研究評価の客観性、公平性、信頼性を確保するため、外部有識者の意見を求めていきます。

◆競争的外部資金を獲得した研究資源の充実

環境科学国際センターでは、研究基盤となる競争的外部資金を積極的に導入することで、研究をより一層推進し、本県の環境問題の解決に向け貢献します。

(4) 海外の研究機関などとの共同研究、人的交流の推進

◆海外研究機関などと協力した調査試験分析や研究発表などの実施

環境科学国際センターでは、国境を越えた環境問題を効果的に解決するため、海外の研究機関などと協働して調査、分析、情報交換などを行います。

(5) 環境技術の提供による国際貢献

◆海外からの研修員の受入れ

環境科学国際センターでは、海外の環境改善に協力するため、海外からの研修員の受入れを行います。

◆海外研究機関などと共同した環境技術に関する技術支援

環境科学国際センターでは、今までも国内外の研究機関などと共同して環境改善に向けた技術支援を実施しています。今後も海外の著しい都市化や工業化が進む地域の環境問題の解決に向けて、海外研究機関などと共同して、蓄積した知見や技術の移転など環境改善に協力していきます。

◆海外における環境技術研修の実施

環境科学国際センターでは、海外の公的機関からの要請に基づき、環境保全技術を習得するための国際環境技術交流会を実施します。

施策指標

環境科学国際センターの
共同研究数《累計》

446件
(平成27年度末)

680件
(平成33年度末)

環境分野における海外との
交流者数《累計》

806人
(平成27年度末)

1,300人
(平成33年度末)

コラム

埼玉県環境科学国際センター

埼玉県環境科学国際センターは、県が直面している環境問題に対応した試験研究を行うとともに、環境問題に取り組む県民の皆様を支援する環境学習や環境面での国際貢献など、多面的な機能を持った環境科学の総合的な中核施設です。

試験研究

身近な生活環境から地球環境までの広い範囲を対象とする総合的・学術的な試験研究

環境学習

環境問題について、気軽に楽しく学習できる体験型展示、リアルタイムの地球を映す「触れる地球」の展示



国際貢献

海外からの研修員受入、海外の研究機関等との共同研究

情報発信

インターネットを利用した環境情報の発信、ニュースレターの発行

第4章 計画の円滑な進行



1 各主体に求められる役割

この計画の推進にあたっては、県民、市民団体、企業、行政など社会を構成する全ての主体が、環境の状況について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向けて担う役割を理解し、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に取り組むことが求められています。

(1) 県民の役割

私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、循環型社会・自然共生社会・低炭素社会*の担い手であることを自覚して行動し、現在のライフスタイルを見直すとともに、環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加や協力など、環境負荷の軽減や改善に向けて、身近なところから率先して行動していくことが期待されます。

(2) 市民団体の役割

市民団体は、その専門性や柔軟性を生かし、行政ではできないきめ細やかな対応をすることで、公共サービスの質の向上を図ることができます。こうした特徴を生かし、市民団体は、自主的かつ積極的な活動を一層進めるとともに、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たし、環境の保全を図っていくことが求められています。

(3) 企業の役割

事業活動は、エネルギーや資源の利用、温室効果ガス*の排出など、環境に大きな影響を与えています。法令を遵守することは当然ですが、省エネ設備の導入など環境負荷の軽減に向けた積極的な取組を行い、持続的に発展することができる社会を築いていくことが期待されます。また、地域社会の一員として、地域における環境保全活動に積極的に参加するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも求められます。

(4) 行政の役割

県は、この計画の目標の達成に向けて環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、自らも事業者であり消費者であるという立場から、率先して環境への負荷の少ない行動を実践しなければなりません。また、県民、市民団体、大学等研究機関、企業など各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、具体的な取組内容や方法の提示、取り組むための環境整備や様々な環境情報の提供などにより、各主体の連携・協働した取組を促進していきます。

地域の住民と最も深いかかわりを持つ市町村は、本計画が目指している方向性に十分留意しながら、地域の特性を踏まえた環境保全施策を住民や企業と一体となって推進することが期待されます。また、県と同様に、事業者及び消費者として環境への負荷の軽減に率先して取り組むことが求められています。

(5) 大学等研究機関及び教育機関の役割

大学などの研究機関は、専門的学術的な知見を充実し、客観的かつ信頼できる情報を提供することで、行政の政策決定への助言や各主体の具体的な行動を促す役割が期待されます。また、小中学校などの教育機関では、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を行い、将来にわたって環境を守り育てる人材を育成することが求められています。

2 計画の実効性の確保

(1) 県における推進・管理

環境部において指標の達成状況の把握及び評価を行い、各部局ではその評価に基づいて、目標達成に向けた改善を検討し、事業を推進するという環境マネジメントサイクル「PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（進捗状況の把握）→ ACT（改善）」に基づいて、取組を進めていきます。

① 計画（事業の推進・調整）

環境部は、この計画に基づく事業や県が事業者として実施する事業について、各部局の自己評価や検証結果を踏まえ、全般的な推進状況など事業の推進・調整を図っていきます。

② 実行（事業の実施）

県議会による一部修正

各部局において、この計画に基づき環境の保全と創造を目的とする各種事業を実施していきます。また、県が事業者として行う環境に影響を及ぼす事業などについては、温室効果ガス* 排出抑制のための実行計画である「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」や公共事業を実施する場合における「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～」に基づいて、実施していきます。

③ 進捗状況の把握（事業の把握・評価）

各部局は、この計画に基づく各種事業について、施策指標や環境指標に基づいて毎年度自己評価を行います。

また、県が事業者として行う事業については、各部局において「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」や「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～」に基づいて事業の達成状況を評価していきます。

④ 改善（事業の改善）

県議会による一部修正

各部局は、事業の自己評価結果を踏まえて、必要な見直しを行います。

環境部は、各部局による事業の自己評価結果の評価や取りまとめを行い、この計画の数値目標の達成状況、各環境指標の推移、施策の進捗状況などにより計画の全般的な管理を行います。

(2) 各主体の参加による推進・管理

この計画の進捗状況や目標の達成状況について環境審議会へ報告するとともに、「環境の状況に関する年次報告書」（埼玉県環境白書）を県議会に提出し公表します。また、県が事業者として実施する各事業の評価についても環境白書及びホームページを通じた情報の開示を併せて行い、広く県民から意見・提言を求めています。

各施策指標の定義・選定理由、目標値の根拠 - 34施策指標（共通指標除く） -

★「埼玉県5か年計画」の施策指標

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠	
1	新たなエネルギー社会の構築						
2	地球温暖化対策の総合的推進	★県全体の温室効果ガスの排出量	3,849万 t-CO ₂ (H26年度)	3,363万 t-CO ₂	(定義) 県内で排出される温室効果ガスの合計。 (選定理由) 県民や事業者などの地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	「埼玉県地球温暖化対策実行計画」の平成32年度目標値(3,380万t-CO ₂)を基に、パリ協定で示された平成42年度の国の削減目標を目指し、目標値を設定。	
		★次世代自動車の普及割合	3.2%	11% (H26年度末)	33%	(定義) 県内の乗用車登録台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、メタノール自動車)登録台数の割合。 (選定理由) 低炭素な次世代自動車の普及状況を示すことから、この指標を選定。	次世代自動車の普及促進の取組により、今後5年間で3倍に拡大することを目指し、目標値を設定。
		エコドライブアドバイザーの認定者数(累計)	0人	9,907人	18,750人	(定義) 県又は県が認める団体等が実施するエコドライブ講習会を修了し、一定の成績を修め、エコドライブの普及啓発を進めるエコドライブアドバイザーの認定者数。 (選定理由) エコドライブの普及啓発は、広く事業所等に広めていく必要があることから、この指標を選定。	自動車地球温暖化対策計画の対象800事業者及び自動車地球温暖化対策実施方針の対象450事業所の合計(1,250か所)から15名以上認定することを目指し、目標値を設定。
3	ヒートアイランド対策の推進	★身近な緑の創出面積(5年間累計)(共通指標(8みどりの保全と再生))	-	250ha (H29年度～H33年度)			
		★次世代自動車の普及割合(共通指標(2地球温暖化対策の総合的推進))	3.2%	11% (H26年度末)	33%		

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
4 廃棄物の減量化・ 循環利用の推進	★一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	61g/人・日 (H21年度)	47g/人・日 (H26年度)	43g/人・日	(定義) 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。 *1人1日当たりの最終処分量=年間最終処分量(県外含む)÷(県人口×年間日数) (選定理由) 一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」における平成32年度目標(44g/人・日)を更に削減することを目指し、目標値を設定。
	★産業廃棄物の最終処分量(年間)		192千t (H26年度)	172千t	(定義) 年間(4月から3月まで)の産業廃棄物の最終処分(埋立処分)量。 (選定理由) 産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」における平成32年度目標(175千t)を更に削減することを目指し、目標値を設定。
	県や市町村が行う3R講座の受講者数(年間)		6,617人	7,000人	(定義) 県や市町村が行う3R講座の受講者数。 (選定理由) 一般廃棄物の減量化・循環利用の推進のためには、県民一人一人がごみを出さないライフスタイルを心掛け、自ら実践するよう、効果的な普及啓発が必要であることから、この指標を選定。	市町村や地域のニーズに合った講座を開催することなどにより、年間7,000人の受講者数を目指し、目標値を設定。
5 廃棄物の適正処理の推進	電子マニフェストの普及率		49.7% (H26年度末)	62.6%	(定義) 排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する際に交付するマニフェストのうち、電子マニフェストの割合。 (選定理由) 電子マニフェストは、紙マニフェストと比較して、事務処理の効率化や産業廃棄物の処理の流れに関して透明性が高いなど導入のメリットが大きく、電子マニフェストの普及率を高めることは、不法投棄などの不適正処理の防止対策にもつながることから、この指標を選定。	県内の市町村・県及び平成26年度の紙マニフェストの交付枚数が年間1,000枚以上であった全ての多量排出事業者が電子マニフェストを導入することを目指し、目標値を設定。
	高濃度PCB廃棄物(変圧器及びコンデンサー)の処分率		11.6%	89.9%	(定義) 県が把握している高濃度PCB廃棄物(変圧器及びコンデンサー)の台数のうち、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処分された台数の割合。 (選定理由) 県が把握している高濃度PCB廃棄物(変圧器及びコンデンサー)の処分の進捗状況を示すものであり、計画的に処理を推進していくための指標となることから、この指標を選定。 また、PCBは有害物質であり、安心・安全に暮らせる社会をつくるためには、一日も早い処理完了に向けて、確実かつ適正に処理を進めていかなければならない。「廃棄物の適正処理の推進」の施策指標として、当該指標は、現在の廃棄物問題を的確に反映していることから、この指標を選定。	国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画で定められている計画的処理完了期限(平成36年3月31日)までに処理を完了させる必要があることを踏まえ、目標値を設定。

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
6 水循環の健全化と地盤環境の保全	1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積		0	0	(定義) 地盤沈下調査により1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積。 (選定理由) 環境省が地盤沈下の注意を要する地域の目安として示していることから、この指標を選定。	環境省が建造物等へ何らかの被害が生じる地盤沈下の程度として示している指標であり、現時点で達成しているものの、今後もこの状況を維持することを目指し、目標値を設定。
	5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合	97.8%	99.8%	100%	(定義) 地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量が4cm未満の箇所数の割合。 (選定理由) 5年間の累積した沈下量は、地盤沈下の中期的な状況を示す数値であることから、この指標を選定。	中期的に地盤沈下を抑えることを目指し、目標値を設定。
7 川の保全と再生	★アユが棲める水質(BOD 3mg/L以下)の河川の割合	77%	89%	93%	(定義) 河川水質の測定地点のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)の年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況がイメージしやすくなることから、この指標を選定。	目標を達成できていない測定地点を94調査地点中7地点以下にすることを目指し、目標値を設定。
	★全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	2河川 (綾瀬川・中川)	2河川 (綾瀬川・中川)	0河川	(定義) 一級河川(国土交通省直轄管理区間)の水質調査における河川水質(BOD)ランキングで、ワースト5にランクされる県内河川の数。 (選定理由) 全国水質ワースト5から脱却し河川水質のイメージアップを図るため、この指標を選定。	水質改善の取組により全国水質ワースト5にランクされる県内河川をなくすことを目指し、目標値を設定。
	生活排水処理率	88%	90.6%	96.4%	(定義) 尿のほか台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質の改善がされることから、この指標を選定。	埼玉県生活排水処理施設整備構想が、平成37年度に生活排水処理率を100%とする目標を掲げていることを踏まえ、目標値を設定。
	川の国応援団への支援件数(年間)		213件	300件	(定義) 川の再生活動を行う川の国応援団登録団体に対する支援件数。 (選定理由) 川の国応援団の活動の活発さ及び川の国応援団サポートデスクの利便性を示す数値であることから、この指標を選定。	平成27年度の支援実績に今後の普及啓発効果を加味し、川の国応援団の登録団体数のおよそ半数に対して支援を実施することを目指し、目標値を設定。

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
8 みどりの 保全と再生	緑の保全面積 (累計)	488ha	531ha	557ha	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊 緑地特別保全地区の指定面 積、緑のトラスト保全地の 面積、公有地化した面積、 ふるさとの緑の景観地指定 面積等の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自 然や歴史的環境を有し、県 として保全すべき緑地であ ることから、この指標を選 定。	特別緑地保全地区の指定や トラスト保全地の取得及び ふるさとの緑の景観地の指 定等を踏まえ、目標値を設 定。
	★身近な緑の創出 面積 (5年間累計)		—	250ha (H29年度～ H33年度)	(定義) 「彩の国みどりの基金」を 活用した緑の創出面積及び 県や市町村の条例に基づく 緑化計画届出制度などによ る緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の 成果を示す数値であること から、この指標を選定。	類似制度を持つ都府県の中 でトップクラスの創出面積 を目指し、毎年50haを目 標値に設定。
	彩の国みどりの サポーターズクラブ 入会団体数 (累計)	77団体	233団体	310団体	(定義) 彩の国みどりのサポーター ズクラブへの企業及び団体 の登録数。 (選定理由) みどりの保全や創出を進 めていくためには、企業 やNPO等が自らの手で緑 化活動を実践・実施してい くことが必要であることか ら、この指標を選定。	県内の各市町村(63市町 村)で活動する団体数が3 団体程度あることを目指 し、不足数を現状値にプ ラスして、目標値を設定。
9 森林の整備と 保全	★森林の整備面積 (5年間累計)	—	—	12,500ha (H29年度～ H33年度)	(定義) 間伐や植栽、下刈などの森 林整備を実施した面積。 (選定理由) 水源かん養機能などの森林 が持つ公益的機能を持続的 に発揮させるためには森林 整備が不可欠であるため、 この指標を選定。	将来にわたり県内の森林を 適正に維持していくため、 年間2,500haの森林整備 を行うことを目指し、目標 値を設定。
	森林 ボランティア活動 に参加する 延べ人数 (年間)		25,500人	28,500人	(定義) 森林ボランティア活動に参 加した人数。 (選定理由) 参加者が増えるほど、県民 参加の森づくりの度合いが 高まったことを示すことか ら、この指標を選定。	企業やボランティア団体の 活動を支援することによ り、参加者を毎年500人 (2%)増加させることを目 指し、目標値を設定。
	★県産木材の 供給量 (年間)	75,000m ³	87,000m ³	116,000m ³	(定義) 県内の森林から伐採・搬出 され、利用される木材量。 (選定理由) 県産木材の利用状況を示す ことから、この指標を選定。	森林の持つ資源量及び生産 現場や流通の現状を踏ま え、毎年度約5,000m ³ の増 加を目指し、目標値を設定。
	★作業道の延長		471km	860km	(県議会による追加指標)	(県議会による追加指標)

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠	
10	生物多様性の 保全	★希少野生動植物 種の保護増殖箇所 数（累計）	54 か所	88 か所	120 か所	（定義） 希少野生動植物の種の保護 に関する条例で、県内希少 野生動植物種に指定されて いる種の保護増殖箇所数。 （選定理由） 県内希少野生動植物種に指 定されている種を保全して いくためには、保護増殖の 取組を推進していく必要が あることから、この指標を 選定。	条例で指定されている希少 野生動植物種のうち、飼育・ 栽培が可能な14種類ごと に2か所以上保護増殖箇所 数を増やすことを目指し、 目標値を設定。
11	大気環境の保全	★微小粒子状物質 (PM2.5) の濃度		13.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	（定義） 埼玉県内の大気中の微小粒 子状物質（PM2.5）の年平 均濃度。 （選定理由） 大気汚染物質削減対策の成 果を示すことから、この指 標を選定。	先進諸国の環境基準値の中 でも最も厳しい数値を目指 し、目標値を設定。
12	公共用水域・ 地下水及び 土壌の汚染防止	★アユが棲める水 質（BOD 3mg/L 以 下）の河川の割合 （共通指標（7川の 保全と再生））	77%	89%	93%		
		★全国水質 ワースト5河川 （国土交通省直轄管 理区間）（共通指標（7 川の保全と再生））	2河川 （綾瀬川・中川）	2河川 （綾瀬川・中川）	0河川		

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
13 化学物質・放射性物質対策の推進	環境コミュニケーションの実施数 (累計)	82回	210回	344回	(定義) 事業者・住民・行政などが環境リスクに関する情報を共有し、意見交換する環境コミュニケーションを実施した回数。 (選定理由) 環境コミュニケーションの実施は、化学物質による環境リスクの低減と化学物質に対する不安の解消につながることから、この指標を選定。	1年間に化学物質を5t以上排出している事業所のうち環境コミュニケーション未実施の134事業所が実施することを旨とし、目標値を設定。
	環境大気中の石綿濃度1本/L以下の維持		全地点 (20地点)	全地点 (20地点)	(定義) 県内20か所の測定地点のうち、環境大気中の石綿濃度が1本/L以下である地点の数。 (選定理由) 建築物解体等に伴って発生する石綿の飛散防止対策の効果は最終的に環境中の石綿濃度に反映されること、また、今後平成40年をピークに解体工事の増加が見込まれており、石綿飛散リスクが増大する中、現状を維持することが重要であることから、この指標を選定。	石綿の環境基準がないため、大気環境中の濃度が環境省の石綿飛散防止専門委員会で示された解体工事での漏えいの目安を満たすことを旨とし、目標値を設定。
14 身近な生活環境の保全	公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加者数 (5年間累計)	—	—	2,400人 (H29年度～H33年度)	(定義) 工場・事業場等で公害防止に関わる職にある者に対するフォローアップ研修の参加者数。 公害防止管理者(主任者)＋公害防止統括者(監督者) (選定理由) 公害防止に携わる公害防止主任者等に対する再講習を行うことが、公害の発生の防止に効果的なため、この指標を選定。	5年間で、公害防止主任者等の登録者に講習を受講させることを旨とし、目標値を設定。
15 環境分野の災害への備えの推進	大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質適正管理手順書の提出率		1.2%	100%	(定義) 大規模災害対策を盛り込んだ埼玉県特定化学物質適正管理手順書の提出割合。 (選定理由) 平成27年3月に特定化学物質管理指針を改正し、大規模災害対策を手順書に盛り込むことを加えた。災害対策を手順書に定めることが、大規模災害時の被害を最小限に抑えることに繋がるため、この指標を設定。	消防法で災害対策を講じている燃料小売業を除く特定化学物質等取扱事業者の全てが、大規模災害対策を盛り込んだ手順書を提出することを旨とし、目標値を設定。

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義 ・ 選定理由	目標値の根拠		
16	環境と経済発展の好循環の創出	環境ビジネス関連セミナーの参加企業数(累計)	349社	713社	1,000社	(定義) 県で実施する環境ビジネス関連セミナーや交流会への参加企業数。 (選定理由) セミナーにおいて最新技術等に関する情報共有や交流の場をより多くの企業に提供することで、県内の環境ビジネスの機運の醸成に資するため、この指標を選定。	平成27年度に実施したセミナー参加企業のアンケート調査では、約3割の企業が県に求める施策として「交流ネットワークづくり」と回答している。県が把握する環境ビジネス関連企業3,315社のうち、約3割にセミナー開催のニーズがあると推測し、目標値を設定。	
	17	環境と共生する地域づくりの推進	地域清掃活動団体の登録数(累計)	327団体	531団体	830団体	(定義) 地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPOや企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。 (選定理由) 地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。	小中学校などに地域清掃活動団体登録を働きかけることにより、新たに300団体の登録を目指し、目標値を設定。
		18	連携・協働による取組の拡大	環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数(年間)	227回	237回	300回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 派遣回数は環境アドバイザー等との連携の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
★希少野生動植物種の保護増殖箇所数(累計)(共通指標(10生物多様性の保全))	54か所		88か所	120か所				
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数(累計)(共通指標(8みどりの保全と再生))	77団体		233団体	310団体				
19	環境を守り育てる人材育成	環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数(年間)		19,276人	20,000人	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の参加人数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援する制度であり、学習機会の充実度を示す数値であることから、この指標を選定。	環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の過去5年間の参加人数の平均を考慮し、目標値を設定。	
	環境科学国際センターの利用者数(累計)	536,931人	761,742人	1,032,000人	(定義) 環境科学国際センターの平成12年開設時からの利用者数。 (選定理由) 子供から大人まで県民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習機会を利用することは重要であるため、この指標を選定。	過去の利用者数の推移と施策の効果を勘案して、各年度45,000人の利用者数を目指し、目標値を設定。		
	エコドライブアドバイザーの認定者数(累計)(共通指標(2地球温暖化対策の総合的推進))	0人	9,907人	18,750人				

施策展開の方向	指標名	第4次計画 策定時 (H22年度末)	現 状 値 (H27年度末)	目 標 値 (H33年度末)	指標の定義 ・ 選定理由	目標値の根拠
20 環境科学・技術 の振興と国際協 力の推進	環境科学国際 センターの共同研 究数（累計）	236 件	446 件	680 件	（定義） 環境科学国際センターにお ける平成12年開設時から の大学や企業等との共同研 究数。 （選定理由） よりレベルの高い研究や技 術開発を推進するため には、大学や企業等との研究 交流が重要であるため、こ の指標を選定。	現行計画期間の平均や直近 の実績などこれまでの共同 研究の実績を踏まえ、目標 値を設定。
	環境分野における 海外との交流者数 （累計）	423 人	806 人	1,300 人	（定義） 環境科学国際センターにお ける平成12年開設時から の環境分野における海外と の交流者（派遣・受入）数。 （選定理由） 海外との交流は、研究機関 として国際的に認知された 証明の一つであるため、こ の指標を選定。	現行計画期間の平均や直近 の実績などこれまでの交流 実績を踏まえ、目標値を設 定。

埼玉県環境基本計画変更の経緯

平成 6 年	12 月 26 日	埼玉県環境基本条例公布（平成 7 年 4 月 1 日施行）
平成 8 年	2 月 28 日	埼玉県環境基本計画を策定
平成 13 年	3 月	埼玉県環境基本計画（第 2 次）を策定
平成 19 年	3 月	埼玉県環境基本計画（第 3 次）を策定
平成 24 年	7 月	埼玉県環境基本計画（第 4 次）を策定
平成 27 年	6 月	埼玉県環境基本計画部内検討委員会を設置
	8 月	埼玉県環境審議会へ諮問し、環境基本計画小委員会の設置を決定
	12 月	第 1 回環境基本計画小委員会
平成 28 年	2 月	第 2 回環境基本計画小委員会
	3 月	第 3 回環境基本計画小委員会
	6 月	第 4 回環境基本計画小委員会
	7 月	第 5 回環境基本計画小委員会
	7 月	埼玉県環境審議会に報告
	9 月	埼玉県環境審議会（協議）
	10 月	県民コメントを実施、県民からの意見を募集
	11 月	埼玉県環境審議会（答申）
平成 29 年	2 月	県議会に議案提出 第 39 号議案「埼玉県環境基本計画の変更について」
	3 月	県議会において議案可決（修正可決）

埼玉県環境審議会委員名簿（任期 平成28年8月1日～平成30年7月31日）

（平成 28 年 11 月答申時）

氏名	所属団体・役職	備考
小川 芳樹	東洋大学 経済学部長	会長
小堀 洋美	東京都市大学 特別教授	副会長
藤吉 秀昭	(一財) 日本環境衛生センター 副理事長	
保倉 明子	東京電機大学 教授	
宮崎 あかね	日本女子大学 教授	
森川 多津子	(一財) 日本自動車研究所 主任研究員	
安原 正也	立正大学 教授	
松浦 麻里沙	埼玉県弁護士会 弁護士	
渡邊 美知子	埼玉県女性薬剤師会会長 薬剤師	
岩岡 宏保	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事会長理事	
栗原 裕子	(一社) 埼玉県商工会議所連合会 女性会連合会会長	
貴家 章子	(公財) 埼玉県生態系保護協会 教育委員長	
田島 隆	(一社) 埼玉県猟友会 会長	
永島 朗	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事	
小久保 憲一	埼玉県議会議員 (環境農林委員長)	
諸井 真英	埼玉県議会議員 (自然再生・循環社会対策特別委員長)	
山本 正乃	埼玉県議会議員 (自然再生・循環社会対策特別委員会委員)	
河田 晃明	羽生市長	
斎藤 和芳	公募委員	
中原 敏次	公募委員	

(敬称略・順不同)

埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会委員名簿（任期 平成27年12月7日～平成28年7月31日）

（平成 28 年 7 月埼玉県環境審議会報告時）

	氏名	所属団体・役職	備考
審議会委員	小口 千明	埼玉大学 准教授	
	小野 雄策	元日本工業大学 教授	委員長
	小堀 洋美	東京都市大学 特別教授	
	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	
	滝澤 玲子	埼玉県生活協同組合連合会 常務理事	
	鈴木 英善	公募委員	
特別委員	小川 芳樹	東洋大学 経済学部長	
	宮崎 あかね	日本女子大学 教授	

(敬称略・順不同)

第39号議案「埼玉県環境基本計画の変更について」に対する修正案

ページ	区分	項目	原案	修正案	修正理由
12	新たなエネルギー社会の構築	現況と課題	東日本大震災発生により、大規模発電所に依存したエネルギー供給構造は、大規模停電など脆弱性を有することが明らかとなりました。災害に強いエネルギー供給構造は分散型電源（太陽光やバイオマスなど電力消費地近くで行う発電）が30%以上とされています。		5か年計画の修正に伴う修正
13		今後の施策と主な取組	(4) エコタウンモデルの全県展開 ◆ エコタウンモデルの全県展開 ニュータウン開発ではなく、既存住宅のスマートハウス化などによりエネルギーの地産地消を図る「埼玉エコタウンプロジェクト」を推進します。このプロジェクトモデルを広く県内に拡大し、市町村や事業者との連携や住民意識の醸成などにより、自主的かつ持続的な取組を促進します。	(4) エコタウンモデルの検証等 ◆ エコタウンモデルの検証等 ニュータウン開発ではなく、既存住宅のスマートハウス化などによりエネルギーの地産地消を図る「埼玉エコタウンプロジェクト」の検証等を行います。	5か年計画の修正に伴う修正
		施策指標	(施策指標) 住宅用太陽光発電設備の設置数 (累計) 現在値 117,800 基 → 目標値 225,000 基 (平成 27 年度末) (平成 33 年度末)		5か年計画の修正に伴う修正
22	廃棄物の適正処理の推進	今後の施策と主な取組	◆ 産業廃棄物排出者責任の指導強化及び処理施設の適正な維持管理の促進 産業廃棄物排出者責任の遵守及び適正処理を推進するため、排出事業者や処理業者を対象とした講習会を定期的で開催するとともに、県が率先して電子マニフェストを導入するなど、電子マニフェストの導入を促進します。また、処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。	◆ 産業廃棄物排出者に対する指導強化及び適正な行政処分並びに処理施設の適正な維持管理の促進 産業廃棄物排出者責任の遵守及び適正処理を推進するため、排出事業者や処理業者を対象とした講習会を定期的で開催するとともに、県が率先して電子マニフェストを導入するなど、電子マニフェストの導入を促進します。また、産業廃棄物排出者に対する指導を強化するとともに、適正に行政処分を行います。さらに、処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。	5か年計画の修正に伴う修正

ページ	区分	項目	原案	修正案	修正理由
33	森林の整備と保全	施策指標	(施策指標) (略) 県産木材の供給量(年間) (略)	(施策指標) (略) 県産木材の供給量(年間) (略) 作業道の延長 現在値 471km → 目標値 860km (平成 27 年度末) (平成 33 年度末)	5 か年計画の修正に伴う修正
60	計画の円滑な進行	計画の実効性の確保	②実行(各種事業の実施) (略) ④改善(検証・改善) 環境部は、各部局による事業の自己評価結果の評価や取りまとめを行い、この計画の数値目標の達成状況、各環境指標の推移、施策の進捗状況などにより計画の全般的な管理を行います。	②実行(事業の実施) (略) ④改善(事業の改善) 各部局は、事業の自己評価結果を踏まえて、必要な見直しを行います。 環境部は、各部局による事業の自己評価結果の評価や取りまとめを行い、この計画の数値目標の達成状況、各環境指標の推移、施策の進捗状況などにより計画の全般的な管理を行います。	5 か年計画の修正に伴う修正

用語の解説

行	用語	説明
あ	アイドリング・ストップ	自動車の駐車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。
	いしわた石綿	天然の鉱物繊維で、熱や薬品に強く摩耗しにくいなど丈夫なことから建築材料を中心に広く利用された。しかし、中皮腫などの原因になることが明らかとなり、現在は製造や輸入などが禁止されている。法律上は「石綿」と呼ぶが「アスベスト」も同じ意味である。
	一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。 →産業廃棄物
	エコアップ認証制度	環境マネジメントに取り組み、かつCO ₂ 削減等に優れた取組をしている事業所を「エコアップ認証事業所」として県が認証する制度（2007年開始）。認証をとおして、事業者に公的な信用を付与することで、事業者の更なるCO ₂ 削減の取組を支援し、事業部門におけるCO ₂ 削減を促進することを目的としている。
	エコタウン	再生可能エネルギーの活用と徹底した省エネ対策を集中的に進める本県独自のプロジェクト。
	エコドライブ	自動車などの運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための、適正な整備及び適切な運転方法。埼玉県地球温暖化対策推進条例により全ての運転者や車両を整備する人が努めなければならないとされている。
	エコライフDAY	省エネの取組により1日の二酸化炭素の削減量や節約金額を実感できる簡単なチェックシートを使用して、1日、参加者にCO ₂ 削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。
	オゾン層	地上10～50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。
か	温室効果ガス (GHG)	Green House Gasの略。太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその量を表す。
	外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物。
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、利用するコージェネレーションシステム。利用段階で反応物として水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることが可能。
	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水。）をまとめて処理する生活排水処理施設。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川などの公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。 →生活排水処理施設
	川ガキ養成事業	川ガキとは、川に学び、川で楽しく遊ぶ子供どもの愛称。川の国応援団などが主催する夏休みを中心に行う子ども向けのイベントに対し、広報や保険加入などを支援する県の事業。
	川の国アドバイザー	川の国埼玉検定上級試験合格者のうち、県に登録している川の再生活動の知識と経験が豊富な専門家のこと。学校や団体の希望に応じ、環境学習や川の再生活動の指導者として県が派遣する。
川の国応援団	埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体。	

行	用語	説明
	川の国埼玉	河川の県土に占める面積割合（3.9%）が日本一であるなどの本県が持つ川のポテンシャルを生かして、豊かな川の環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる姿を「川の国埼玉」として目標に定めたもの。
	川の国埼玉検定	次世代を担う川の守り人を育成し、河川浄化活動のレベルアップを図るため県が実施している検定。入門編と中・上級編の2種類がある。入門編は、どなたでも受検でき、年に数回、様々なイベントなどとあわせて実施しており、正解率80%以上で合格としている。中・上級編は、川の再生活動等の経験が5年以上ある方が対象で、県の川に関する基礎知識や生活排水対策等に関する比較的専門的な内容で年1回実施している。正解率60%以上で中級合格、正解率80%以上で上級合格としている。川の国埼玉検定上級合格者のうち、希望する者は川の国アドバイザーとして、県に登録することができる。
	川の守り人	川を思い川にやさしい行動をする県民、企業及びNPOの総称。多くの県民が川の守り人として行動することで、「川の国埼玉」が実現していく。
	環境性能	省エネや省資源・リサイクルといった環境への負荷の削減や、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質の向上など、建築物の環境への配慮性能のこと。
	環境アドバイザー制度	地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境保全等の講演会・研修会などに、専門的な知識を有する人（環境アドバイザー）を講師として派遣する制度。
	環境影響評価制度（環境アセスメント）	開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。
	環境学習応援隊	企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。
	環境基準	環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。
	環境教育アシスタント制度	学校や子どもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する制度。
	環境コミュニケーション	地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。
	環境産業	環境負荷を低減させ、資源循環による持続可能な社会を実現させる技術、システム及びサービスに係る産業のこと。県では、産業廃棄物処理業から環境産業へとステージアップさせるため、産業廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成を図る取組や産業廃棄物処理技術の高度化を図る取組を推進している。
	環境ビジネス	環境への負荷が少ない製品・サービスや、環境保全技術・システムなどを提供する仕事や事業全般のこと。具体的には、公害防止装置や廃棄物処理・リサイクルプラント、測定分析機器など環境負荷を低減する装置・機器に係る産業や、低公害車などそれ自体環境負荷の少ない製品の製造・販売、廃棄物処理業など環境保全関連サービス、水処理施設などのインフラ整備など、様々な業種・業態がある。
	環境マネジメントシステム	企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことやエネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立てそれを「実行（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。1996年に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメントシステム全般に係る国際標準規格である「ISO14001」が発行されている。
	環境リスク	人の活動などによって環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のこと。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などによりどれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決まる。

行	用語	説明
	揮発性有機化合物 (VOC)	炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングの溶剤などに含まれ、微小粒子状物質や光化学スモッグなどの原因物質である。
	九都県市	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市のこと。これら都県市の知事、市長から構成される九都県市首脳会議では、大気の保全や地球温暖化対策など、様々な環境分野において連携して取り組んでいる。
	グリーンIT	省電力化など、地球環境への負荷を低減できるIT関連機器やITシステムなどの総称。
	グリーン購入	購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。
	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。生活に潤いを求める価値観の変化の中で、都市と農村との共生関係の構築によって、農山漁村地域の活性化を図る方策として注目されている。
	クールシェア・ウォームシェア	家庭や地域で、複数のエアコンや暖房の使用を止めて1つの部屋に集まったり、公共施設等を利用することで涼しさや暖かさをシェアして、エネルギーの使用量を削減する取組。
	下水汚泥	下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却処分されるが、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。
	県政出前講座	県が重点的に取り組む事業や、安心、安全、環境、福祉など県民の生活に関係の深いテーマについて、県の職員が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業などに伺い、わかりやすく説明するもの。
	県内総生産	県内の経済活動によって新たに生み出される付加価値のこと。産出額（出荷額・売上高など）から中間投入（原材料・光熱水費など）を除いた額。
	(森林の持つ) 公益的機能	森林の働きのうち、木材等林産物を生産する働きを経済的機能とし、水源かん養、土砂災害防止など社会生活にとって不可欠な働きを公益的機能としている。
	公害防止管理者	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定規模以上の製造業等の工場において選任が義務付けられている。選任については、同法の規定による国家試験に合格すること、又は認定講習を修了することが必要である。
	公害防止主任者	公害防止管理者の選任要件よりも規模が小さい工場、若しくは公害防止管理者の選任義務が課されない事業場における公害防止体制の整備を図るため、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき一定規模以上の施設を有する工場・事業場において選任が義務付けられている。選任に際しては、同条例で規定する認定講習の修了者であることが必要である。
	光化学オキシダント / 光化学スモッグ	工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こすことにより発生する有害な酸化性物質。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。
	公共用水域	河川や湖沼、港湾など公共の用に供される水域とこれらに接続する公共溝渠、かんがい水路など公共の用に供される水路のこと。公共下水道及び流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。
	高病原性鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスによる鳥類のインフルエンザのうち、鶏の死亡率が高いもの。 ^{かきん} 家禽（鶏、あひる、うずら）で発生した場合は家畜伝染病予防法に基づく殺処分が義務付けられている。

行	用語	説明
	高濃度 PCB 廃棄物	① PCB 原液が廃棄物となったもの、② PCB を含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれている PCB の重量の割合が 0.5% を超えるもの、③ PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCB を含む部分に含まれている PCB の重量の割合が 5,000mg / kg を超えるものをいう。
	コージェネレーションシステム	都市ガス、石油、LPG などを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。
	固定価格買取制度 (FIT)	Feed-in Tariff の略。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。
	さいたま緑のトラスト基金	ふるさと埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民からの寄附などにより取得し、県民共有の財産として永く保全する「緑のトラスト運動」の財源とすることを目的として創設した基金。
	彩の国エコぐるめ協力店	食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店等。小盛り・ハーフサイズの設定などを行っている。
	彩の国環境大学	地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座。基礎課程と実践課程がある。
	彩の国資源循環工場	寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。第 2 期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設、環境分野の研究施設など新たに産業を誘致するとともに、埋立処分場の整備を行っている。現在、第 1 期事業では 7 社の再資源化施設が、また、第 2 期事業では 1 社の再資源化施設と 4 社の製造施設が立地して事業を展開している。
	彩の国みどりの基金	森林の保全整備や身近な緑の保全・創出を目的とし、自動車税の 1.5% 相当額 (1 台当たり約 500 円) と県民や企業などからの寄附を財源とする基金。平成 20 年 4 月に創設。
	彩の国みどりのサポーターズクラブ	緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成 22 年 8 月に発足。
	彩の国リサイクル製品認定制度	県内で発生する廃棄物を主な原材料としたリサイクル製品を認定し、その利用を促進する制度。
	彩の国ロードサポート制度	美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の美化活動に取り組む制度。ボランティアで歩道の清掃活動や、植樹帯の花植えなどの美化活動を行う団体に対し、道路管理者の県が、用具や花苗の提供、表示板の設置などの支援を行う。
	里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
	里山	人里近くにある、生活に結びついた山や森林。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた 20 種類 (汚泥、廃油、廃プラスチック等) の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。
	三富地域	平地林の落ち葉をたい肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。緑豊かで、都市近郊の緑地空間としても貴重である。

行	用語	説明
	次世代自動車	ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。
	市民管理協定制度	緑地の保全活動を計画的かつ継続的に実施していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、土地所有者、市町村、市民団体の3者が協定を締結し、緑地保全を行う制度のこと。平成17年10月から施行。
	小径材	一般に、丸太で最小径が14センチメートル未満のもの。その内、角材等も取れないほど細いものが利用されていない。
	浄水発生土	河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程（沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。）で排出される泥のこと。
	食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。事業者から発生する規格外品や販売期限切れ、家庭から発生する食べ残しや食べずに期限切れとなった食品などがある。
	侵略的外来生物	外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。
	水源かん養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、渇水を緩和することや水質の浄化を行うことをいう。
	水素エネルギー	水素を燃焼させたり、燃料電池を用いて水素から電気を作ることなどにより、生み出されるエネルギー。効率的で環境負荷が少ないエネルギーとして注目されている。
	水素社会	水素を日常生活や産業活動で利活用する社会。
	水素ステーション	燃料電池自動車に水素を供給するための施設で、ガソリンスタンドに相当する。水素を外部から輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスなどを改質して現地で水素を製造するオンサイト型がある。
	スマートハウス	ICTにより、家庭内の発電システムや家電などをコントロールして、エネルギー消費が最適化されるよう制御された省エネ住宅。
	3R	循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。
	生活排水処理施設	主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。 →農業集落排水、合併処理浄化槽
	生態系	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。
	生物化学的酸素要求量（BOD）	生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
	生物多様性	地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。
	生物多様性保全活動団体	希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体

行	用語	説明
た	ダイオキシン類	炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。
	地域制緑地	法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。
	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策推進法第37条に基づき、地域において地球温暖化防止に関する講師・相談活動、県や市町村の事業への協力など地球温暖化防止の普及啓発活動を行う。
	地産地消	もともとは地域で生産された農産物を地域で消費することをいう。エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すこと。
	低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。
	電気自動車 充給電設備 (V2H)	電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド (PHV) などの自動車の蓄電池に余剰電力や深夜電力などを蓄え、その電力を家庭用電力として利用する仕組みのこと。V2Hは Vehicle to Home の略。
	電子 マニフェスト	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する書類。廃棄物の名称や数量等が記載されていることから、排出から処分までの廃棄物の流れを把握・管理でき、廃棄物の処理責任を明らかにすることができる。電子マニフェストは、書類の記載内容を電子データとしてネットワーク上でやり取りするもので、情報管理の合理化が図られ、不法投棄等の不適正処理の防止にもつながる。
	特定化学物質	トルエン、キシレンや硫酸など人の健康を損なうおそれや動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある県生活環境保全条例で規定している 606 種類の化学物質。
	特定化学物質 管理指針	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するために、特定化学物質等取扱事業者が講ずべき特定化学物質等の管理に係る措置を示したもの。
	特定化学物質 適正管理手順書	特定化学物質管理指針に基づき、特定化学物質の取扱目的、施設の平面図、管理のための組織、管理方法、情報提供の方法、事故防止対策等を手順にまとめたもの。
特定有害物質	それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして土壤汚染対策法や県生活環境保全条例で規定されている物質。鉛、砒素、トリクロロエチレンなどの物質がある。	
特別緑地 保全地区	都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。	
トラスト 保全地	さいたま緑のトラスト基金により取得・保全する緑地。県では、県民から広く寄附を募り、それを資金として埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保全していこうという「さいたま緑のトラスト運動」を展開している。昭和 59 年に県民主体の運動の推進組織として財団法人さいたま緑のトラスト協会が発足し(平成 24 年 4 月に公益財団法人へ移行)、昭和 60 年には、この運動の財源となるさいたま緑のトラスト基金が設置されている。	
な	二酸化硫黄	硫酸化物の代表的なもので、火山ガスに含まれる他、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨の原因の一つである。
	二酸化窒素	窒素酸化物の代表的なもので、主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場などで、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

行	用語	説明
	燃料電池自動車 (FCV)	燃料電池により水素から発電した電気によって走行する自動車。走行時に温室効果ガスや大気汚染物質を排出しないため、環境に優しい車である。
	農業集落排水施設	農業用排水の水質を保全し、農村における生活環境を改善するため、農業集落におけるし尿や生活雑排水等処理する施設。 →生活排水処理施設
	農山村バイオマス	多彩な農林業から発生する家畜排せつ物や稲わら、林地残材など、農山村に広く存在するバイオマスのこと。
は	ばい煙	大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。
	バイオマス	間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源のこと。 →再生可能エネルギー
	ヒートアイランド	人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
	微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する物質のうち、粒径 2.5 μm (マイクロメートル：μm=100 万分の 1m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
	フードバンク	食べられるのに捨てられてしまう食品を無料で集め、食べ物に困っている方々に無償で提供する取組。
	フードマイレージ	食量の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が 10 μm (マイクロメートル：μm=100 万分の 1m) 以下の物質。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。
	ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであり、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。
	フロン類	フロン類は冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等に幅広く使用されている。大きく CFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン) の 3 種類に分けられ、地球温暖化係数が CO ₂ の数百から一万倍超の温室効果が大きい物質である。CFC、HCFC はオゾン層破壊物質でもある。第一種フロン類充填回収業者とは、フロン類を業務用の冷凍空調機器に充填又は回収する業を行う者で知事の登録が必要である。
	分散型エネルギー	比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどがある。
分散型電源システム	従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所などに送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステム。	
平地林	平地部分にある林。薪や山菜、たい肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。	

行	用語	説明
	HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)	Home Energy Management System の略。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステムなどの創エネ機器、発電した電気等を蓄える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性向上やエネルギー使用量の削減を目的にエネルギーを管理するシステム。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物	ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含む廃棄物。PCB は、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、平成 39 年 3 月 31 日までの処分が義務付けられている。なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。
ま	マイバッグ	購買時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。
	マイボトル	外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。
	「緑」と「みどり」	「緑」とは、樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用し、「みどり」とは森林や平地林、河川や池沼を含む湿地などの総称として使用している。
	見沼田圃	さいたま市と川口市にまたがる総面積 1,260ha に及ぶ大規模緑地。江戸時代により主に農業生産の場として都市近郊における重要な食糧基地の役割を果たしてきた。現在では、環境・治水・農業等様々な面で新たな土地利用のあり方が求められている。
	木育	子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。
	目標設定型排出量取引制度	エネルギー使用量が 3 か年度連続して原油換算で年間 1,500 キロリットル以上の事業所を対象に、事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用（排出量取引）できる。
ら	ライフスタイルキャンペーン	冷暖房温度の適温設定（夏は 28℃、冬は 20℃）やクールビズ、ウォームビズの実践など、地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するための県民運動。
	リーマンショック	平成 20 年（2008 年）9 月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
	緑化計画届出制度	敷地面積 1,000㎡以上の建築行為を行う場合に、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、緑化を行う計画を県に届け出ることを義務付けた制度。
	緑視率	視界の中に占める緑の割合。平面的にとらえる「緑被率」に対して、空間的な実感に近い指標として考えられた概念。
	類型	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目（水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD) など）については、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。類型は BOD などの一般項目で 6 段階、垂鉛などの水生生物保全項目で 4 段階に区分されており、国及び県が水域ごとに類型を指定している。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成 8 年に植物編を平成 10 年に発行し、以降交互に改訂している。
	レファレンス	利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものや必要とされる資料を検索・提供・回答する業務。

埼玉県環境基本条例〔原文縦書〕

平成6年12月26日
 埼玉県条例第60号
 〔改正〕平成12年3月24日
 埼玉県条例第5号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等
 - 第一節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第九条）
 - 第二節 環境基本計画（第十条）
 - 第三節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第十一条―第二十五条）
 - 第四節 地球環境の保全及び国際協力（第二十六条）
- 第三章 国及び他の地方公共団体との協力等（第二十七条―第二十九条）

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例五号〕

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十三条第一項において同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）の通り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 削除

削除〔平成一二年条例五号〕

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念の通り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念の通り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

一 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

二 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

三 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念の通り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念の通り、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念の通り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を県議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第一節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

第九条 県は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

二 その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴いた上、埼玉県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第十三条 県は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の原因となる行為並びに自然環境の適正な保全及び埼玉らしい緑豊かな環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第十五条 県は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、県は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第十六条 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第十七条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第十八条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十九条 県は、第十七条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第二十一条 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

(試験研究体制の整備等)

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に資する試験研究体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第二十四条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査に関し調査研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者に経済的な負担を負わせることによりその者が自ら環境の保全上の支障の防止に努めることとなるように誘導する施策について調査研究を行い、その促進に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第二十五条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第四節 地球環境の保全及び国際協力

第二十六条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国及び国際機関その他の団体と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第三章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市町村への支援)

第二十八条 県は、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(民間団体等との協働)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

環境についてのお問い合わせ先

■環境政策課 ☎048-830-3015

環境基本条例に関すること
 環境基本計画に関すること
 公害防止計画に関すること
 公害苦情・公害紛争に関すること
 環境保全に係る国際協力に関すること
 環境影響評価に関すること
 放射線対策に関する総合調整に関すること
 環境学習に関すること
 採石・砂利採取に関すること

■温暖化対策課 ☎048-830-3035

地球温暖化対策に関すること
 環境みらい資金（融資）に関すること

■エコタウン環境課 ☎048-830-3185

埼玉エコタウンプロジェクトに関すること
 エネルギーの有効利用に関すること

■大気環境課 ☎048-830-3055

大気に関すること
 自動車排出ガス対策に関すること
 ダイオキシン、化学物質に関すること
 地球温暖化対策に関すること（自動車対策に限る）
 放射線に係る測定に関すること

■水環境課 ☎048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること
 工場・事業場からの排水に関すること
 河川等の水質に関すること
 浄化槽に関すること
 土壌・地下水汚染に関すること
 地盤沈下に関すること
 ダイオキシン、化学物質に関すること

■産業廃棄物指導課 ☎048-830-3125

産業廃棄物に関すること
 土砂の排出・堆積に関すること

■資源循環推進課 ☎048-830-3105

リサイクルに関すること
 一般廃棄物に関すること
 彩の国資源循環工場の整備に関すること
 廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

■みどり自然課 ☎048-830-3140

自然保護に関すること
 野生生物の保護に関すること
 緑の保全と創出に関すること
 さいたま緑のトラスト運動に関すること

■環境科学国際センター ☎0480-73-8331

環境に関する試験・研究などに関すること

■環境整備センター ☎048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関すること
 彩の国資源循環工場に関すること

■環境管理事務所

①中央環境管理事務所（さいたま市浦和区）

☎048-822-5199

②西部環境管理事務所（川崎市）

☎049-244-1250

③東松山環境管理事務所（東松山市）

☎0493-23-4050

④秩父環境管理事務所（秩父市）

☎0494-23-1511

⑤北部環境管理事務所（熊谷市）

☎048-523-2800

⑥越谷環境管理事務所（越谷市）

☎048-966-2311

⑦東部環境管理事務所（杉戸町）

☎0480-34-4011



埼玉県環境基本計画

編集・発行 埼玉県環境部環境政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L : 048-830-3015

F A X : 048-830-4770

E-mail : a3010-09@pref.saitama.lg.jp

U R L : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/keikaku/index.html>



埼玉県環境基本計画



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

この印刷物は、エコマーク認定の
古紙配合率 70%、白色度 70% の再生紙を使用しています。



この印刷物はベジタブルインクを使用しています。